



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

平成28年度看護学教育ワークショップ  
**「看護系大学を取り巻く大学改革の動向」**

平成28年10月27日（木）

文部科学省高等教育局医学教育課

# 大学に関する法令

## 日本国憲法

第二十三条 学問の自由は、これを保障する

## 教育基本法(大学)

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

## 学校教育法 第一章 総則

第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

## 大学設置基準 (趣旨)

第一条 大学(短期大学を除く。以下同じ。)は、[学校教育法\(昭和二十二年法律第二十六号\)](#)その他の法令の規定によるほか、[この省令](#)の定めるところにより設置するものとする。

2 [この省令](#)で定める設置基準は、大学を設置するのに必要な最低の基準とする。

3 大学は、[この省令](#)で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

# 第百九十二回国会における文部科学大臣、教育再生担当大臣挨拶（抜粋）

平成28年10月14日（金）

1. はじめに
2. 復興の加速化
3. 教育再生

教育再生は、安倍内閣の最重要課題の一つです。...

真の学ぶ力の育成に向けて、「学力の三要素」を育成するため、高等学校教育、大学教育及び大学入学者選抜を一体的に改革する高大接続改革に取り組みます。

大学は国の知的基盤です。グローバル人材の養成、指定国立大学法人による国際競争力の強化を進めます。地方創生を担う人材育成、イノベーション創出のための教育・研究力強化、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化の検討、高等専門学校や専修学校等における教育の充実に取り組みます。

このためにも、国立大学法人運営費交付金や施設整備費補助金、私学助成など基盤的経費を安定的に確保し、改革を進める大学を重点的に支援します。

4. 科学技術イノベーション
5. スポーツ・文化
6. 終わりに

「学力の三要素」とは

- ① 基礎・基本的な知識・技能の習得
- ② 知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等
- ③ 学習意欲

# 大学が果たすべき機能(例)

- 世界的研究・教育拠点
- 高度専門職業人養成
- 幅広い職業人養成
- 総合的教養教育
- 特定の専門的分野(芸術、体育等)の教育研究
- 地域の生涯学習機会の拠点
- 社会貢献機能(地域貢献、産官学連携等)

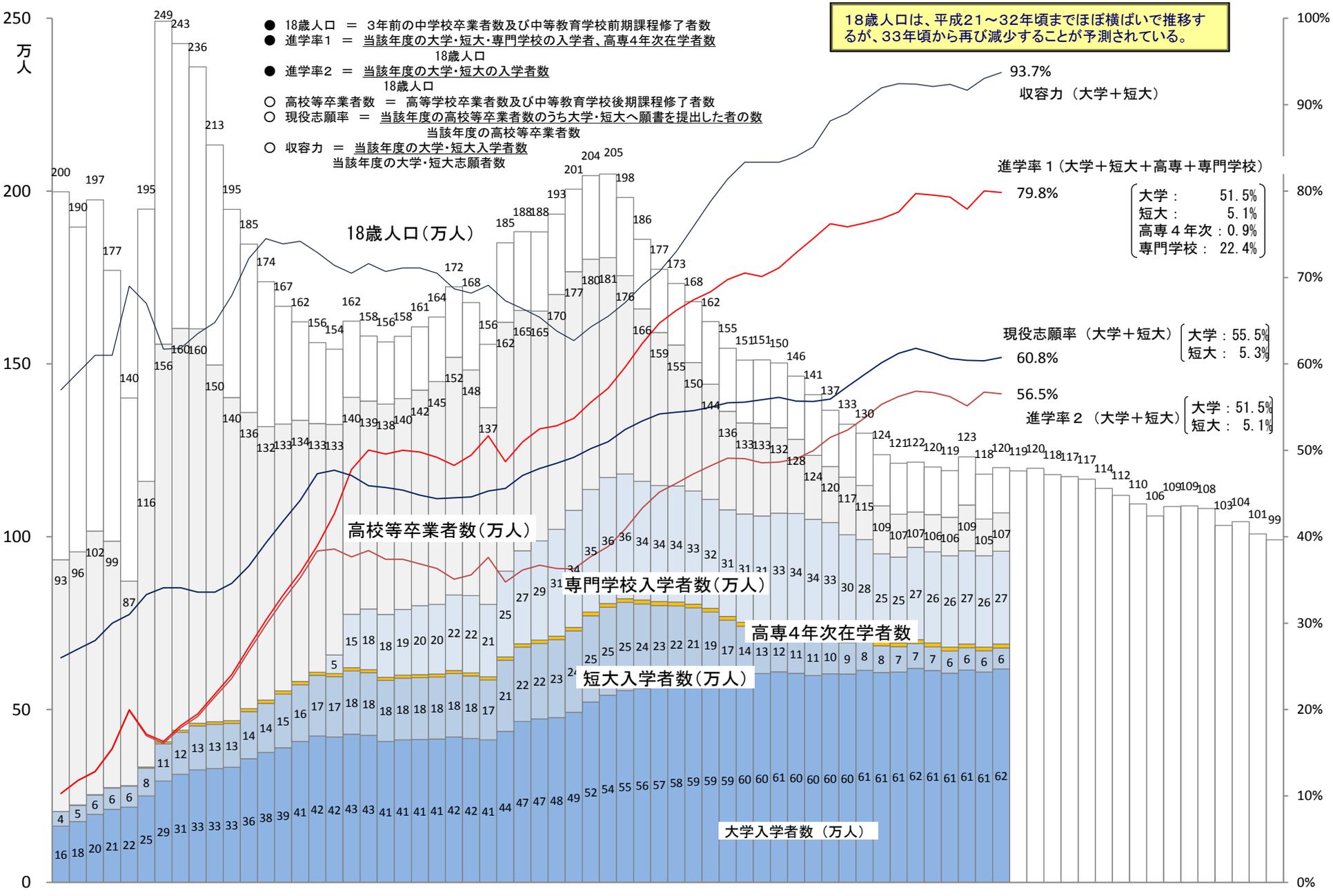
※各大学ごとに比重の置き方は異なる。その比重の置き方が各大学の個性・特色となり、各大学は緩やかに機能別に分化していくものと考えられる

# 高等教育に関連するデータ

# 18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移

18歳人口は、平成21～32年頃までほぼ横ばいで推移するが、33年頃から再び減少することが予測されている。

- 18歳人口 = 3年前の中学校卒業生数及び中等教育学校前期課程修了者数
- 進学率1 = 当該年度の大学・短大・専門学校の入学者、高専4年次在学者数 / 18歳人口
- 進学率2 = 当該年度の大学・短大の入学者数 / 18歳人口
- 高校等卒業生数 = 高等学校卒業生数及び中等教育学校後期課程修了者数
- 現役志願率 = 当該年度の高校等卒業生数のうち大学・短大へ願書を提出した者の数 / 当該年度の高校等卒業生数
- 収容力 = 当該年度の大学・短大入学者数 / 当該年度の大学・短大志願者数



進学率1 (大学+短大+高専+専門学校)

大学:	51.5%
短大:	5.1%
高専4年次:	0.9%
専門学校:	22.4%

現役志願率 (大学+短大)

大学:	55.5%
短大:	5.3%

進学率2 (大学+短大)

大学:	51.5%
短大:	5.1%

3536373839404142434445464748495051525354555657585960616263元 2 3 4 5 6 7 8 9 10111213141516171819202122232425262728293031323334353637383940414243

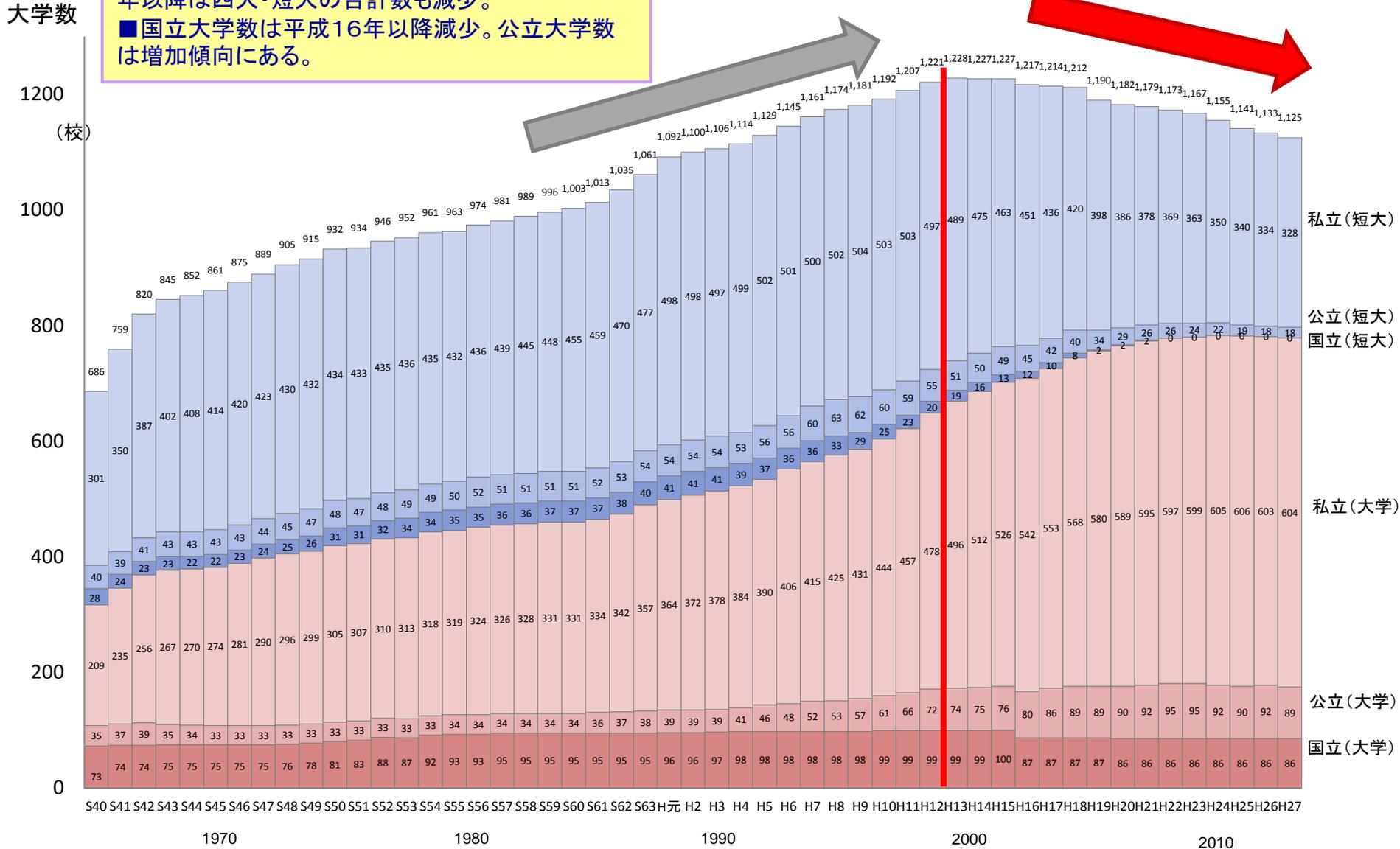
出典: 文部科学省「学校基本統計」、平成40年～43年度については国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(出生中位・死亡中位)」を基に作成

※進学率、現役志願率については、少数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

# 大学・短大数の推移(昭和40～平成27年度)

## 【近年の主な傾向】

- 四大化や廃止により短期大学数は減少。平成13年以降は四大・短大の合計数も減少。
- 国立大学数は平成16年以降減少。公立大学数は増加傾向にある。



※学生募集停止の学校も含む。  
 ※通信教育課程のみ置く学校は含まない。

(出典)文部科学省「学校基本調査」

# 主要国の大学の現状

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	韓国
大学数	758校  国立 11% (86) 私立 78% (591) 公立 11% (81)	2,774校  州立 24% 私立 76%	164校  国立 99% 私立 1%	92校  国立 86% 私立 14%	395校  国立 77% 私立 23% (教会立を含む)	187校  国立 18% 私立 81% 公立 1%
学生数 (学部・大学院)	学部257万人  国立 18% 私立 77% 公立 5% 大学院27万人  国立 58% 私立 36% 公立 6%	学部899万人  州立 65% 私立 35% 大学院229万人  州立 53% 私立 47% (パートタイムを含む)	学部186万人  国立 99% 私立 0.1% 大学院54万人  国立 99% 私立 0.1% (パートタイムを含む)	学部83万人  国立 98% 私立 2% 大学院57万人  国立 98% 私立 2%	学生数194万人  国立 96% 私立 4%	学部201万人  国立 21% 私立 78% 公立 1% 大学院30万人  国立 28% 私立 70% 公立 1%
学部進学率	49%	70%	61%	40%	40%	71%
人口1000人 当たり学生数	22人 学部 20人 大学院 2人	39人 学部 30人 大学院 9人	39人 学部 30人 大学院 9人	22人 学部 13人 大学院 9人	25人	48人 学部 41人 大学院 6人
一大学当たり 学部学生数	国立 5.2千人 公立 1.5千人 私立 3.4千人	州立 8.6千人 私立 1.5千人	8.2千人	9.0千人	4.9千人	10.7千人
留学生受入数	11万人 (その他を含め14万2000人) 学部 7万人 大学院 3万9千人	52万4千人 学部 24万3千人 大学院 27万7千人	33万7千人 学部 15万3千人 大学院 18万3千人	20万6千人 学部 9万人 大学院 11万7千人	18万人	4万4千人 学部 2万9千人 大学院 1万4千人

・日本は2011年、アメリカは2009年、イギリスは2008年、フランスは2008年、ドイツは2008年、韓国は2009年の統計を主に使用(文部科学省「教育指標の国際比較」、OECD「図表でみる教育」、各国の統計資料等を基に作成。

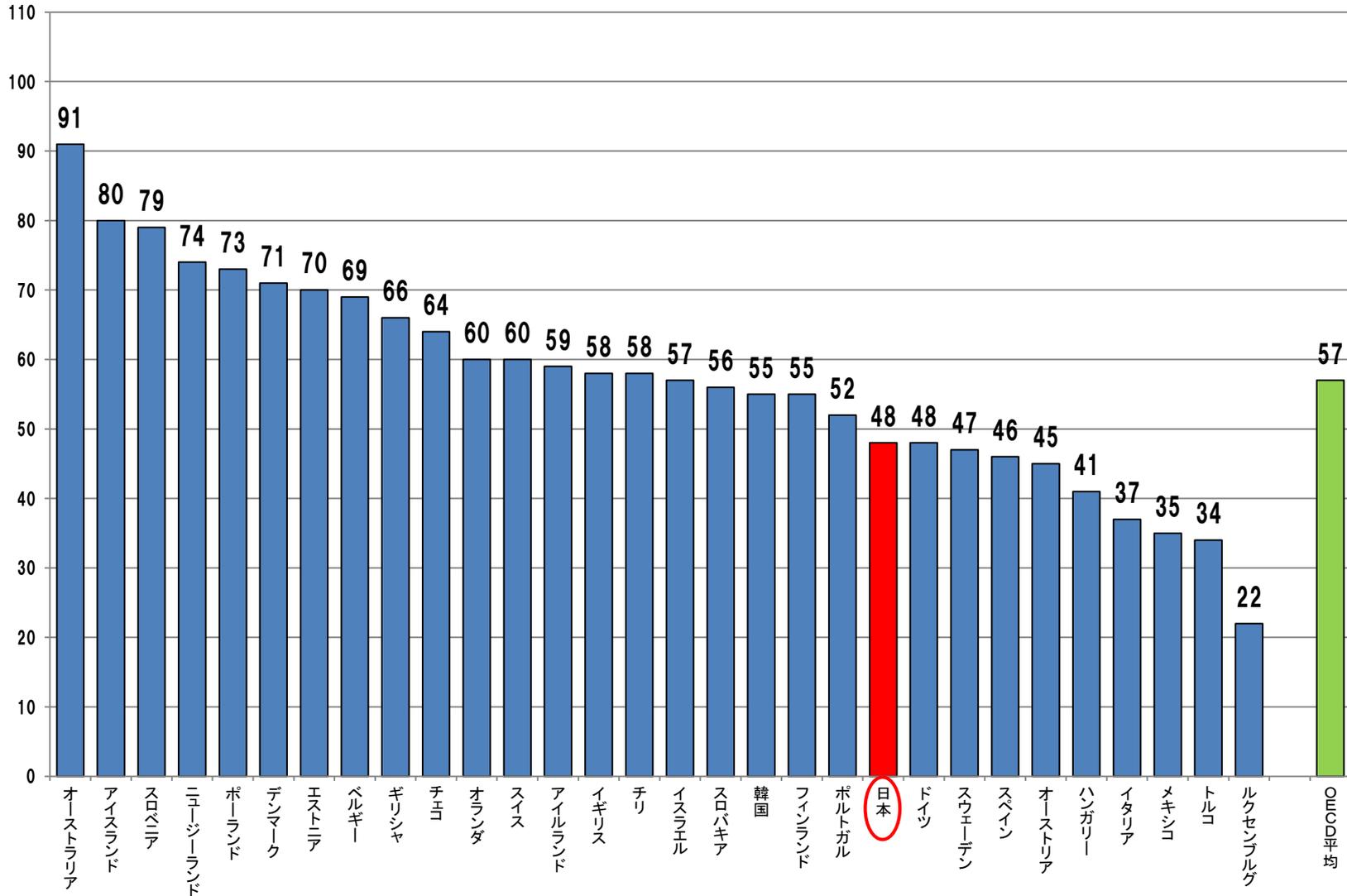
・なお、18歳人口は、日本122万、アメリカ426万、イギリス81万、フランス83万、ドイツ97万、韓国65万。

・学部・大学院への入学者に占める25歳以上の者の割合は、日本1.7%、アメリカ22%、イギリス19.5%、ドイツ14.8%、韓国18.4% (フランスは不明。日本は「社会人入学学生数」を使用)

# 大学進学率の国際比較

我が国の大学進学率は上昇してきたが、OECD平均と比べて高いとは言えない。

(2013年)



注1: このデータには定義上、留学生の入学者が含まれている。

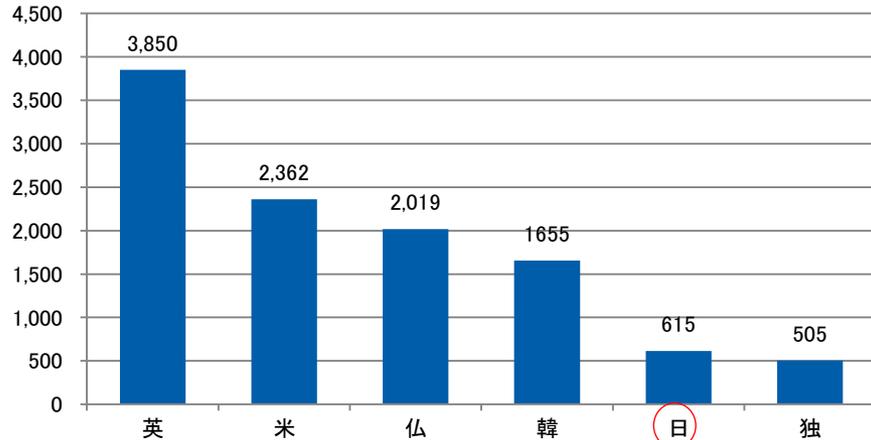
注2: EAG2015から、医歯薬獣等の6年制課程を含まない数値となっている。

出典: OECD「Education at a Glance 2015」

# 修士号・博士号取得者数の国際比較

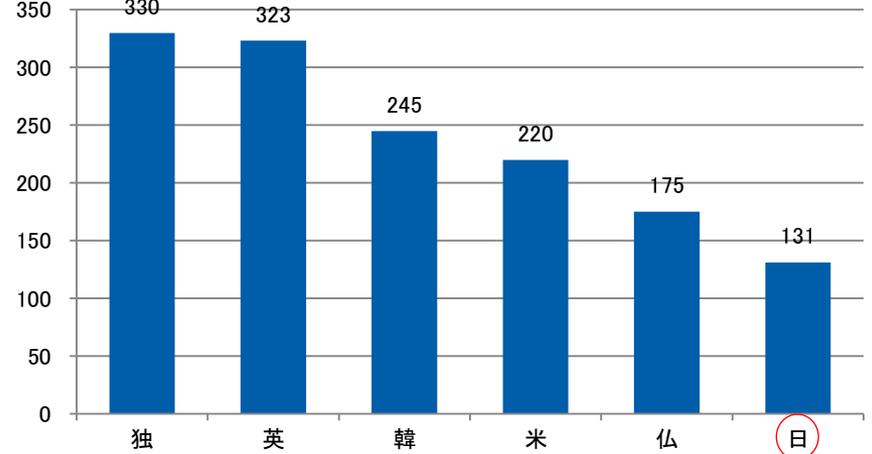
○ 知識基盤社会で世界的に人材需要が高度化する中、我が国では博士・修士が諸外国と比べて少ない

(人) 人口100万人あたり修士号取得者数 (2010年)



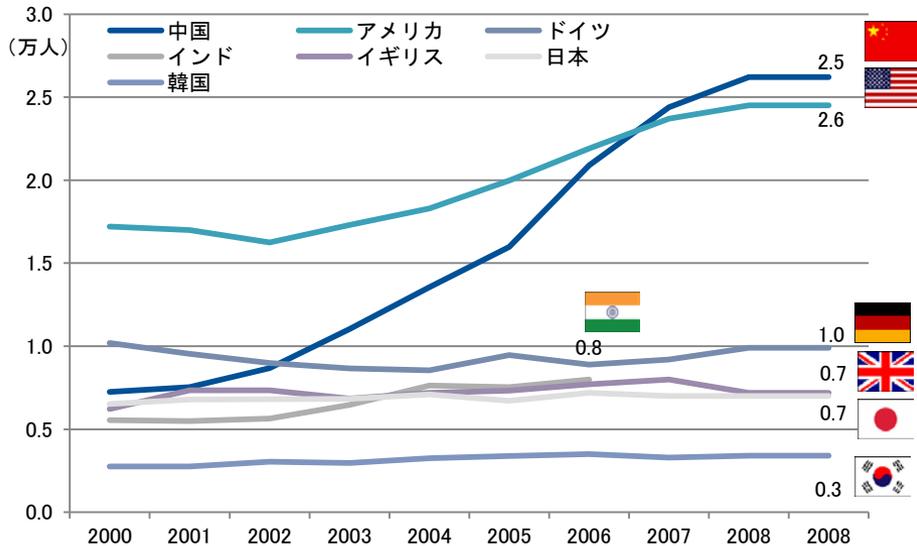
※イギリス・フランス・ドイツは2011年の数値、韓国は2012年の数値  
(出典)文部科学省「諸外国の教育統計」より作成

(人) 人口100万人あたり博士号取得者数 (2010年)



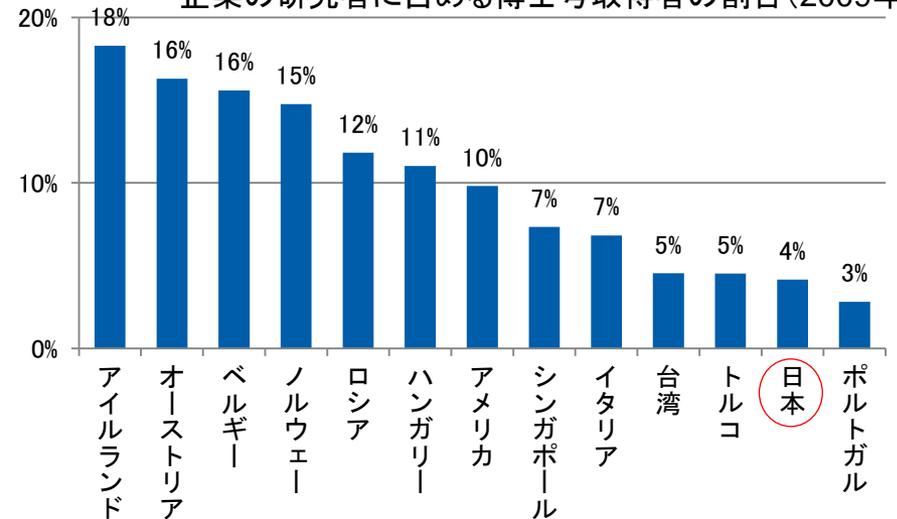
※イギリス・フランス・ドイツは2011年の数値、韓国は2012年の数値  
(出典)文部科学省「諸外国の教育統計」より作成

自然科学系の博士号取得者数の推移



(出典)NSF「Science and Engineering Indicators 2012」より作成

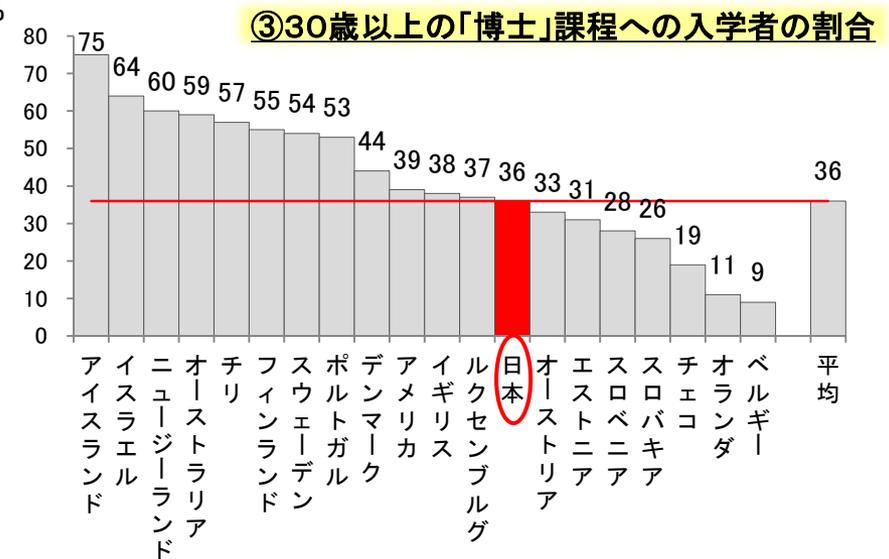
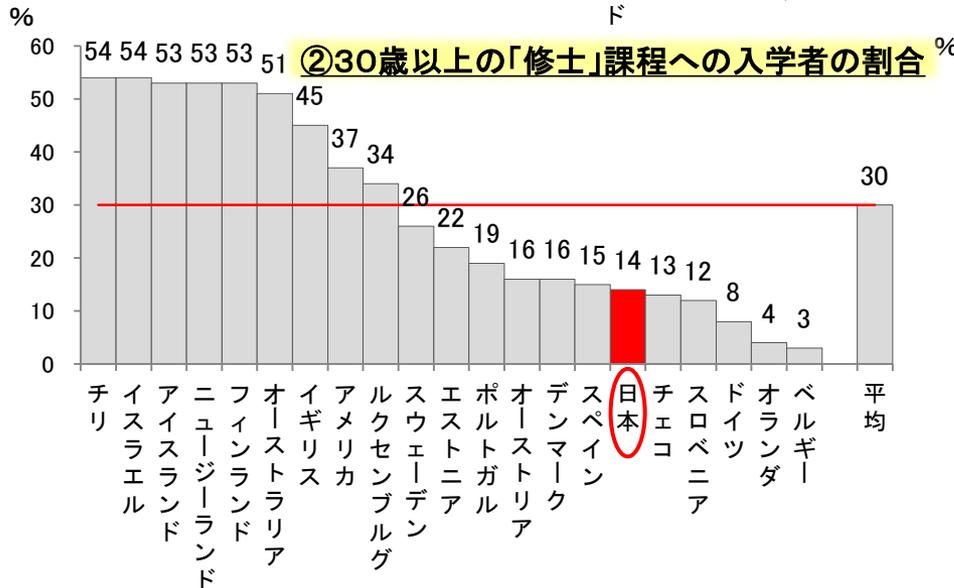
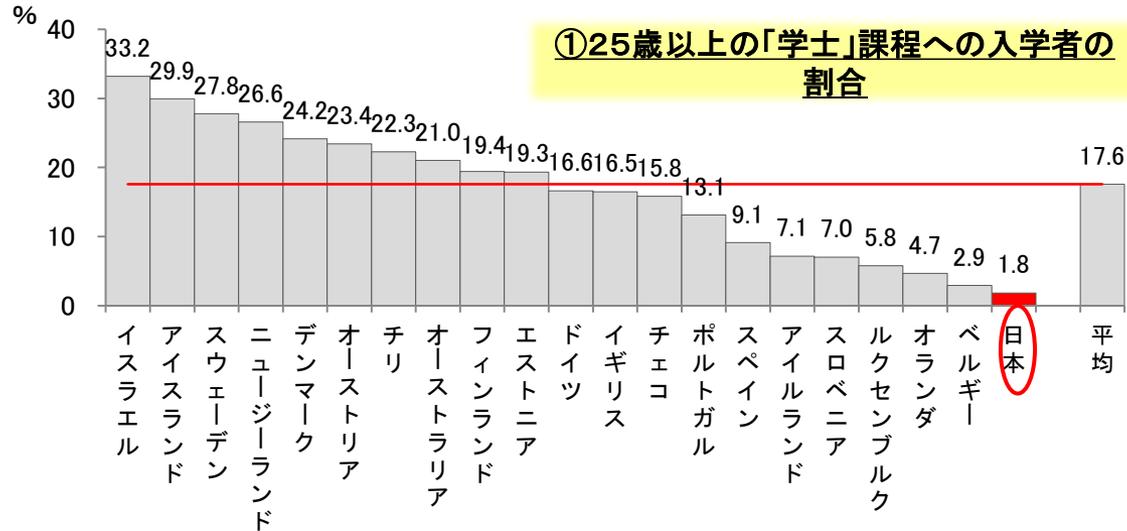
企業の研究者に占める博士号取得者の割合(2009年)



(出典)日本:科学技術研究調査、アメリカ:NSF,SESTAT、その他の国:OECD Science,Technology and R&D Statisticsのデータより作成  
※アメリカは2008年のデータ

# 高等教育における社会人入学者の割合（国際比較）（2013年）

日本の「学士」課程及び「修士」課程における入学者割合は、OECD平均と比較し非常に低く、社会人学生比率に大きな差があると推定される。「博士」課程においては、OECD平均と同水準となっている。



出典：OECD Education at a Glance (2015)。留学生を除いた入学者に占める25歳又は30歳以上の割合

ただし、日本の数値については、①「学校基本統計」及び文部科学省調べによる社会人入学生数（留学生を含む）。

②「学校基本統計」による修士課程及び専門職学位課程への社会人入学生数の割合。（留学生を含む）

③「学校基本統計」による博士課程への社会人入学生数の割合。（留学生を含む）

# 大学教育改革の流れ

時 期	制度改正等	進学率
昭和22年 (1947)	<p><b>学校教育法の制定</b></p> <p>※ 新たに一般教育の理念の導入（下線）            （大学の目的）            大学は、学術の中心として、広く知見を教授研究し、知的、道徳的及び応用的とする。</p> <p><b>S32スパートニクショック</b></p> <p>定の試験課程が認められることができる。</p>	
昭和31年 (1956)	<p><b>大学設置基準の制定</b></p> <p>（学士）            大学は、第32条及び前条第1項の規定による卒業の要件を備えた者に対しては、別表第4に定める学士の種類のうち、その履修した専攻に応じた学士を称せしめることができる。</p> <p>※ 制定当時は2.5種類</p>	<p>S38(1963) 15%超</p> <p>S48(1973) 30%超</p>
平成3年 (1991)	<p><b>大学設置基準の大綱化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開設授業科目の科目区分（一般教育、専門教育、外国語、保健体育）を廃止。</li> <li>・ 科目区分別の最低取得単位数を廃止し、卒業に必要な総単位数のみ規定。</li> <li>・ 教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成すること、教育課程の編成に当たっては、幅広く、深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮することという趣旨を規定。</li> </ul> <p><b>学校教育法、学位規則の改正</b></p> <p>学士を学位に位置付け</p>	<p>H5(1993) 40%超</p>
<p><b>規制緩和</b>      <b>国際的競争の進展 社会のニーズに応える優れた人材養成が不可欠！</b></p>		
平成15年 (2003)	<p><b>学校教育法の改正、大学設置基準の準則化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「事前規制から事後確認へ」</li> </ul>	
平成16年 (2004)	<p><b>学校教育法の改正、認証評価制度の導入</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自己点検・評価、結果の公表を義務化</li> <li>・ 国立大学法人評価の導入</li> </ul> <p>○第百九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。</p>	

大学の量的増加時代

S32スパートニクショック

# 平成15年の質保証に関する制度改革の概要

## 【規制改革の動き】

- 総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第1次答申」（平成13年12月）  
高等教育における自由な競争環境の整備
  - ・大学・学部の設置規制の準則化（審査基準をあらかじめ法令上明確化）と届出制の導入
  - ・大学・学部の設置等に係る認可に対する抑制方針の見直し
  - ・第三者による継続的な評価制度の導入

## 【中央教育審議会の提言】

- 「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」（平成14年8月 答申）  
「国の事前規制である設置認可を弾力化し、大学が自らの判断で社会の変化等に対応して多様で特色のある教育研究活動を展開できるようにする。それとともに、大学設置後の状況について当該大学以外の第三者が客観的な立場から継続的に評価を行う体制を整備する。これらにより、大学の自主性・自律性を踏まえつつ、大学の教育研究活動の質の維持向上を図り、その一層の活性化が可能となるような新たなシステムを構築することとする。」

### ○設置認可の在り方の見直し

- ・設置認可の対象の見直し（届出制の導入）
- ・抑制方針の撤廃  
（医師、歯科医師等の養成分野は除く）
- ・審査基準の見直し  
（審査基準をあらかじめ法令上明確化）

### ○第三者評価制度の導入

- ・国の認証を受けた評価機関が大学を定期的に評価
- ・評価結果を公表  
（・自己点検・評価の公表を義務化（平成16年））

### ○法令違反状態の大学に対する是正措置

- ・段階的な是正措置の導入  
（閉鎖命令の前に改善勧告や変更命令等の是正措置を導入）

## ①設置認可の見直し（平成15年度審査（平成16年度開設）より適用）

- 届出制度の導入（学校教育法の改正）
  - ・既設の学部等の再編など、大学が授与する学位の種類と分野に変更がない場合は届出で組織改編ができるようにする。
- 抑制方針の撤廃（審議会内規の廃止）
  - ・大学等の設置を抑制してきた方針を撤廃。（医師、歯科医師等の養成分野は除く。）
  - ・大都市圏の大学等の設置抑制を撤廃。（工業（場）等制限法の廃止に伴う措置）
- 設置審査の準則化（省令（大学設置基準等）及び告示の改正・制定）
  - ・審議会内規等で定められていた審査基準について、一覧性を高め、明確化を図る観点から原則として告示以上の法令に規定し直す。
  - ・同時に従来の個々の基準の必要性を吟味し、整理を図る

## ②認証評価制度の導入（平成16年度より適用）（学校教育法の改正）

- ・全ての大学が7年ごとに文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関の評価を受けることを義務付け
- ・認証評価機関は評価結果を公表する。

## ③法令違反状態の大学に対する段階的な是正措置の導入（平成15年度より適用）（学校教育法の改正）

- ・法令違反状態の大学に対する法的措置として、従来の「閉鎖命令」に加え、その前段階として「改善勧告」、「変更命令」、「組織の廃止命令」を規定し、早期の改善を促す。
- ・改善勧告等を行うために必要がある場合、大学に対し報告や資料提出を求められるようにする。

時 期	制度改正等	進学率
平成17年 (2005)	<p>学校教育法、学位規則の改正 短期大学卒業者が「準学士」と称することができる制度を改め、「短期大学士」の学位を授与。</p> <p>「我が国の高等教育の将来像」(中央教育審議会答申)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等教育機関の個性・特色の明確化(機能分化の提案)</li> <li>・高等教育の質の保証(学協会等の協力を得た分野別評価の積極的導入)</li> <li>・高等教育機関の在り方(教育の充実のため、学位を与える「課程」中心の考え方へ)</li> <li>・早急に取り組むべき重点施策「12の提言」など</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">           H17(2005) 50%超         </div>
平成18年 (2006)	<p><b>教育基本法の改正</b> (大学) 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。</p>	
平成20年 (2008)	<p><b>大学設置基準の改正</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・FDの義務化</li> <li>・教育研究目的の明示、成績評価・終了基準の明示の義務化</li> <li>・シラバス作成の義務化</li> </ul> <p>「学士課程教育の構築に向けて」(中央教育審議会答申)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各専攻分野を通じて培う学士直～学士課程共通の学習成果に関する参考指針～ 学士力の提示</li> <li>・3つのポリシーの一体的運用</li> </ul>	
平成23年 (2011) 平成24年 (2012)  平成25年 (2013)	<p><b>「大学改革実行プラン」(平成24年6月)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学教育の質的転換、入試改革</li> <li>・グローバル人材育成、地域再生の核</li> <li>・国立大学改革(ミッションの再定義、再編等)</li> <li>・多様な特色発揮と質的充実に向けたメリハリのある私学助成</li> </ul> <p>「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」(中央教育審議会答申)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・能動的学習による学士課程の質的転換</li> <li>・学修時間確保</li> <li>・組織的・体系的な教育課程への転換</li> </ul> <p>教育再生実行会議 提言</p>	

# 各専攻分野を通じて行う「学士力」

- 分野横断的に我が国の学士課程教育が共通して目指す「学習成果」についての参考指針  
個々の大学における学位授与の方針等の作成や分野別の質保証の枠組み作りを促進・支援することを目的とする。

## 1 知識・理解

専攻する特定の学問分野における基本的な知識を体系的に理解するとともに、その知識体系の意味と自己の存在を歴史・社会・自然と関連付けて理解する。

- (1) 多文化・異文化に関する知識の理解
- (2) 人類の文化、社会と自然に関する知識の理解

## 2 汎用的技能

知的活動でも職業生活や社会生活でも必要な技能

- (1) コミュニケーション・スキル  
日本語と特定の外国語を用いて、読み、書き、聞き、話すことができる
- (2) 数量的スキル  
自然や社会的事象について、シンボルを活用して分析・理解・表現することができる
- (3) 情報リテラシー  
ICTを用いて多様な情報を収集・分析し適正に判断し、モラルに則り効果的に活用することができる
- (4) 論理的思考力  
情報や知識を複眼的、論理的に分析し、表現できる
- (5) 問題解決力  
問題を発見し、解決に必要な情報を収集・分析・整理し、その問題を確実に解決できる

## 3 態度・志向性

- (1) 自己管理能力  
自らを律して行動できる
- (2) チームワーク、リーダーシップ  
・他者と協調・協働して行動できる  
・他者に方向性を示し目的の実現のために動員できる
- (3) 倫理観  
自己の良心と社会の規範やルールに従って行動できる
- (4) 市民としての社会的責任  
社会の一員としての意識を持ち、義務と権利を適正に行使しつつ、社会の発展のために積極的に関与できる
- (5) 生涯学習力  
卒業後も自律・自立して学習できる

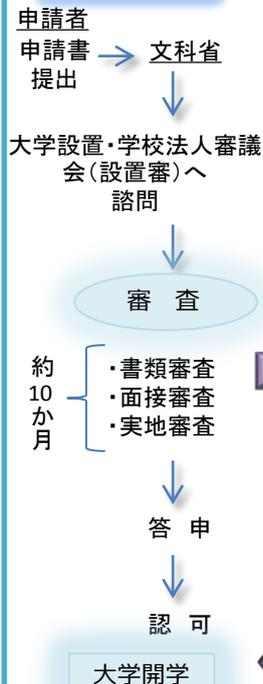
## 4 総合的な学習経験と創造的思考力

これまでに獲得した知識・技能・態度等を総合的に活用し、自らが立てた新たな課題にそれらを適用し、その課題を解決する能力

## 大学設置基準等

教育課程、教員数・教員資格、校地・校舎面積などの最低基準を定める(教育研究水準を確保)。

### 設置認可



### 教学面の質保証

#### 設置計画履行状況調査(設置審)

(AC:アフターケア)

- ✓ 設置計画の履行状況等について報告を求め、調査を実施。必要に応じ指導・助言。
- ✓ 設置認可後、原則完成年度(4年制大学の場合は4年間)まで実施。
- ✓ 大学設置・学校法人審議会大学設置分科会に調査結果を報告、審議
- ✓ 留意事項を付すこととされたものについては、当該大学に通知するとともに、公表

連携が不十分

#### 認証評価(第三者評価)

内部質保証を重視した評価が必要

各大学内での取組(大学内部の自律的な活動が原則)

#### 内部質保証

自律的な改革サイクルの確立が必要



三つのポリシー等の教育活動方針(P)の明確化が必要

社会への説明・発信

学校教育法第15条の法的措置【勧告・命令】

設置審へ諮問・答申。改善勧告→改善されない場合、変更命令→改善されない場合、組織の廃止命令

### 今後の検討課題

※第8期大学分科会において継続検討

#### 1. 三つのポリシーに基づく大学教育の実現

- (1) 三つのポリシーの一体的な策定の義務付け
  - (2) 三つのポリシーに関するガイドラインの在り方
  - (3) 三つのポリシーに基づく大学教育に対する認証評価の在り方(高大接続改革を通じた大学教育の質的転換を推進するための評価の在り方)
- ※(1)(3)は、今年度中に省令改正予定。

#### 2. 認証評価制度の改善

平成30年度からの第3サイクルに向けて、認証評価制度全体の改善の方向性のとりまとめに向け、下記の事項を中心に更に具体的な改善方策を検討。

今年度中に方向性をとりまとめ。

【例】内部質保証等を重視した評価への発展・移行、評価結果を活用した改善の促進、認証評価機関の評価の質の向上、評価における社会との関係の強化、評価人材の育成、評価の効率化

#### 3. 質保証に関するシステム間(設置基準、設置認可、認証評価等)の相互の連携の在り方

各制度の相互の連携や、関係の整理をはじめ、**大学教育の質保証に係る全体的なシステムの改善充実を図るための方策についても検討が必要。**

現在、上記2. の認証評価制度の改善の検討の中で、設置計画履行状況調査(AC)との連携についても検討中。

社会の負託に応える質の高い教育研究を展開する大学の改革サイクルを保証するシステムの構築

### 学校法人運営の質保証

#### 経営状況の把握・指導

日本私立学校振興・共済事業団と連携の上、各学校法人の財務関係書類に基づく経営状態の分析等により経営状況を把握。悪化傾向にある学校法人については、経営改善計画を作成させるなど、個別指導を実施。

#### 学校法人運営調査

学校法人の管理運営組織や財務状況等について、実態を調査するとともに、必要な指導・助言を行うため、毎年度、学校法人運営調査委員による実地調査を実施。

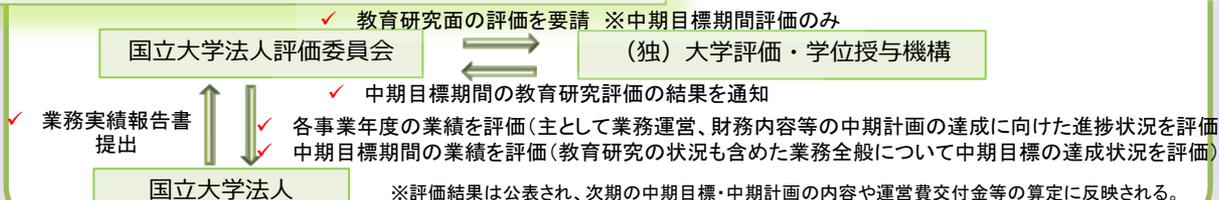
教育学面 財務面 管理運営面

#### 管理運営の適正化・充実

管理運営に問題のある学校法人については個別に指導・助言を実施。改善が図られない法人や著しい問題のある法人に対しては、案件に応じて私学助成金の減額や私学法に基づく行政処分等を含め厳正に対処。

### 国立大学法人評価(中期目標の達成状況に係る評価)

※同様に、公立大学法人についても別途評価制度が存在



# 大学改革に関する動向

H24年～

我が国がグローバル化、少子高齢化等の激しい変化、様々な困難に直面する中、持続可能で活力ある社会形成のために、大学の役割はますます重要であり、大学改革の推進が急務。

- ①「大学改革実行プラン～社会の変革のエンジンとなる大学づくり～」の策定(H24. 6)
- ② 中央教育審議会 (H24. 8)
  - ・「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」を答申
  - ・大学入学者選抜をはじめとする高校教育と大学教育の円滑な接続と連携の強化の方策について、高大接続特別部会で審議中。
- ③ 産業競争力会議等  
産業競争力会議や若者・女性活躍推進フォーラムにおいても、グローバル人材育成、国立大学改革、研究力強化、社会人の学び直し、就職時期の見直しなどを検討し、成長戦略に盛り込む予定。
- ④ 教育再生実行会議  
今後、大学の質量にわたる充実の在り方、グローバル化に対応した教育、大学入試の在り方などが検討課題となる予定。

# ① 大学改革実行プラン ～社会の变革のエンジンとなる大学づくり～ 全体像

## 国としての大学政策の基本方針「大学ビジョン」の策定

### I. 激しく変化する社会における大学の機能の再構築

#### ① 大学教育の質的転換と大学入試改革

- ・ 主体的に学び・考え・行動する人材を育成する大学・大学院教育への転換(学修時間の飛躍的増加、学修環境整備等)
- ・ 高校教育の質保証とともに、意欲・能力・適性等の多面的・総合的な評価に基づく入試への転換の促進
- ・ 産業構造の変化や新たな学修ニーズに対応した社会人の学び直しの推進 等

#### ③ 地域再生の核となる大学づくり(COC (Center of Community) 構想の推進)

- ・ 地域と大学の連携強化
- ・ 大学の生涯学習機能の強化
- ・ 地域の雇用創造・課題解決への貢献 等

#### ② グローバル化に対応した人材育成

- ・ 拠点大学の形成・学生の双方向交流の推進(日本人学生の海外留学の拡大、留学生の戦略的獲得)などによる、大学の国際化の飛躍的推進
- ・ 入試におけるTOEFL・TOEICの活用・促進、英語による授業の倍増
- ・ 産学協働によるグローバル人材・イノベーション人材の育成推進(「リーディング大学院」など大学院教育機能の抜本的強化)
- ・ 秋入学への対応等、教育システムのグローバル化 等

#### ④ 研究力強化:世界的な研究成果とイノベーションの創出

- ・ 大学の研究力強化促進のための支援の加速化
- ・ 研究拠点の形成・発展のための重点的支援
- ・ 大学の研究システム・環境改革の促進、産学官連携の推進、国際的な頭脳循環の推進 等

### II. 大学の機能の再構築のための大学ガバナンスの充実・強化

#### ⑤ 国立大学改革

- ・ 国立大学の個々のミッションの再定義と「国立大学改革プラン」の策定・実行
- ・ 学長のリーダーシップの確立、より効果的な評価
- ・ 多様な大学間連携の促進と、そのための制度的選択肢の整備
- ・ 大学の枠・学部の枠を越えた再編成 等

#### ⑦ 財政基盤の確立とメリハリある資金配分の実施

【私学助成の改善・充実～私立大学の質の促進・向上を目指して～】

- ・ 大学の積極的経営を促進・支援
- ・ 公財政支援の充実とメリハリある資源配分
- ・ 多元的な資金調達促進 等

#### ⑥ 大学改革を促すシステム・基盤整備

- ・ 大学情報の公表の徹底(大学ポータルサイト)、評価制度の抜本改革、客観的評価指標の開発
- ・ 質保証の支援のための新たな行政法人の創設 等

#### ⑧ 大学の質保証の徹底推進

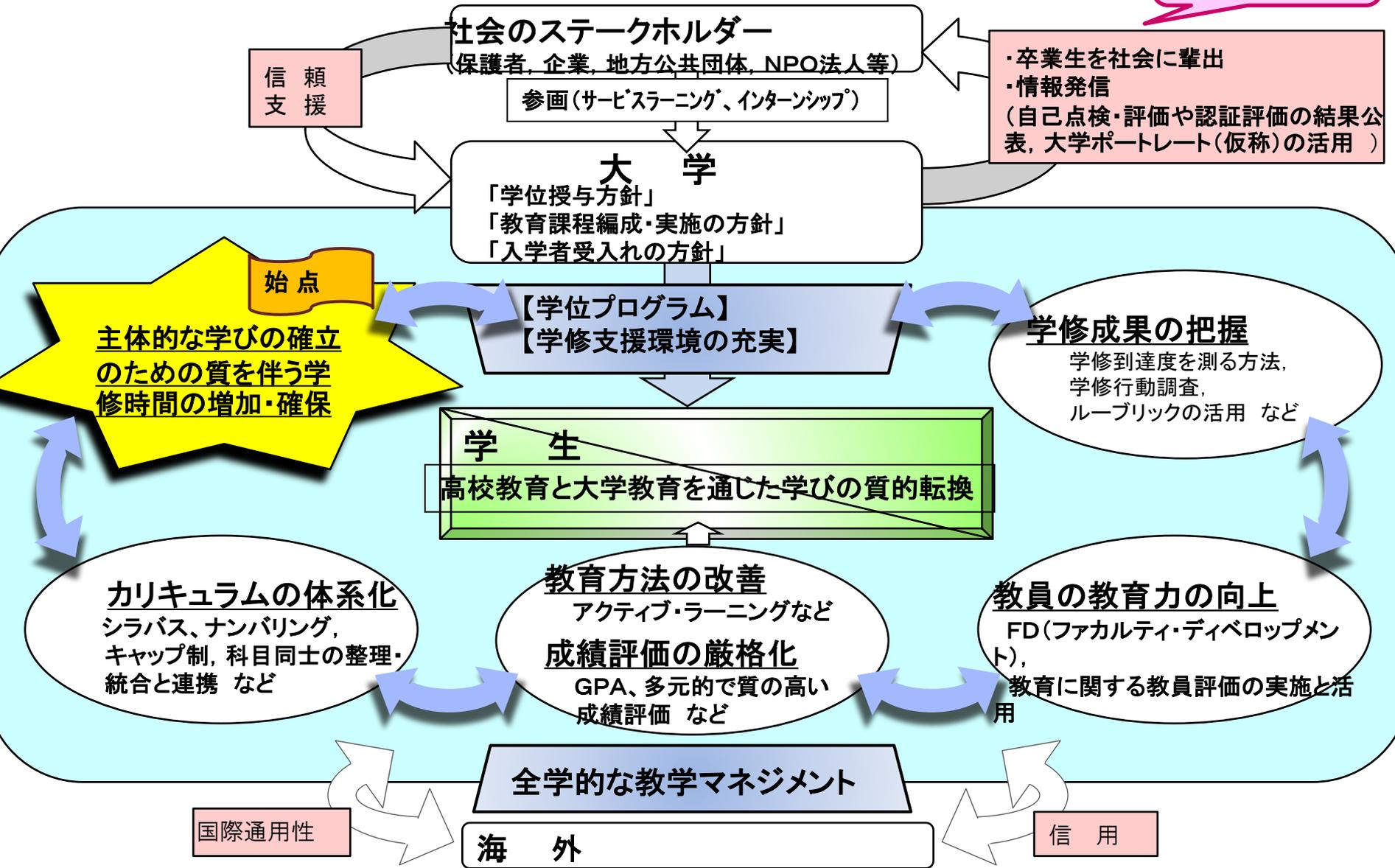
【私立大学の質保証の徹底推進と確立(教学・経営の両面から)】

- ・ 設置基準・設置認可審査・アフターケア・認証評価・学校教育法による是正措置を通じた大学の質保証のためのトータルシステムの確立
- ・ 経営上の課題を抱える学校法人について、詳細分析・実地調査・経営指導により、早期の経営判断を促進する仕組みの確立 等

# ② 「新たな未来を開くための大学教育の質的転換に向けて」

## 学士課程教育の質的転換への好循環の確立

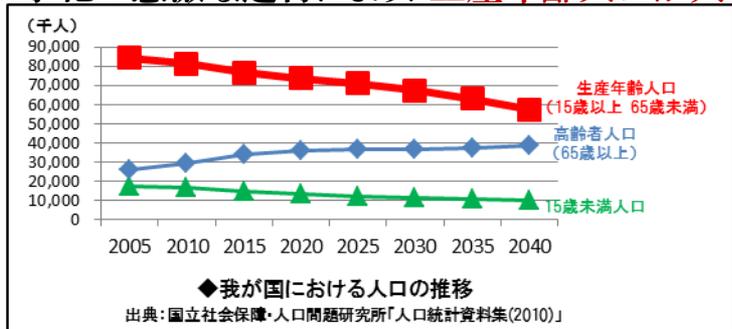
このような好循環が回ることが重要



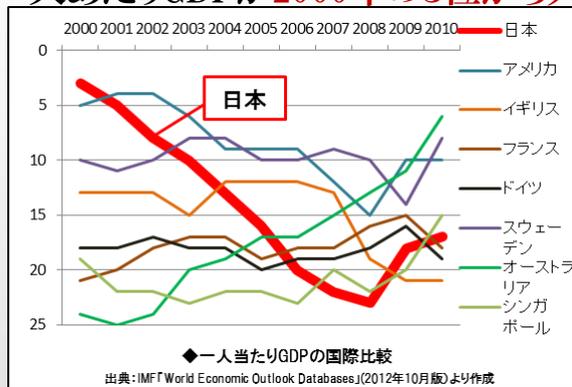
# ③人材力強化のための教育戦略(25.3.15) 成長戦略における大学の役割

## 現状

1. 少子化の急激な進行により、生産年齢人口が大きく減少。



2. 一人あたりGDPが2000年の3位から大きく後退。



3. アジア各国が急激に経済成長する中、経済の停滞により日本は存在感を低下させる恐れ。

### GDPの伸びと高等教育進学率(1990→2009)

		GDPの伸び	進学率
中国	韓国	3.1倍	37%→71%
	タイ	3.1倍	16%→46%
	オーストラリア	3.1倍	35%→94%
日本		1.6倍	36%→56%(短期大学含む)

## とるべき成長戦略と大学の役割

- 個人の可能性が最大限発揮されるよう、ひとりひとりの人材力を強化。
- 日本の経済再生や活力維持のため、経済活動や研究開発を様々な側面から支える人材を強化。
  - ・ 日本の成長を牽引し、**世界で戦えるグローバル人材の育成**
  - ・ 経済成長の種となる**イノベーション創出を担う人材の育成**
  - ・ 成熟社会の安定を支え**地域に活力を生み出す人材の育成等**
- 国内に眠る研究資源を活用し「**日本発**」の**新産業を創出**。

**グローバル化とイノベーションを牽引する大学** → **産業競争力強化**

# 大学を核とした産業競争力強化プラン

## グローバル人材の育成

KPI: 日本人留学生  
倍増(6万人→12万人)  
外国人留学生30万人

KPI:  
英語力強化  
TOEFL iBT  
平均80点相当

- ✓ **スピード感を持ってグローバル化を断行し、世界と競う大学の重点支援**

英語で授業を実施(5年で3割、10年で5割超)、外国人・海外で学位取得した若手の積極採用、現行制度の枠を越えた先導的取組の実現

- ✓ **日本人の海外留学の倍増**
- ✓ **海外拠点を活用した戦略的な外国人留学生の獲得**  
重点地域を中心に海外に「出張って」優秀な外国人留学生を獲得し、日本企業に就業させるなど戦略的取組を促進
- ✓ **大学入試や卒業認定へのTOEFL等活用の飛躍的拡充**

## 大学発のイノベーション創出

KPI: 10年で20の  
大学発新産業創出

KPI: 大学ランキング  
100位以内に10校

- ✓ **未来を見据えた理工系人材育成戦略の確立**企業、教育機関、関係省庁が徹底的に議論、20~30年後の社会経済構造とそれを支える人材のポートフォリオを共有
- ✓ **技術と経営を俯瞰したビジネスモデルを創出できる人材育成の実現**(文理の枠を越えた大学院教育プログラム等)
- ✓ **大学発「新」産業革命**  
大学への出資金を活用した新産業創出  
国立大学からの出資による大学発ベンチャー支援
- ✓ **世界トップレベルの教育拠点・研究拠点の形成**(大学ランキング100位以内に日本の大学10校ランクイン)

## 社会との接続・連携強化 学び直しの促進

KPI: 大学・専門学校等の  
社会人受講者数を20万人に

- ✓ **地域活性化の核となる大学-COC (Center of Community) の整備等** 地域の参画と責任の下で大学を中心に地域人材を育成。地元自治体、商工会、NPO等の大学・高等教育機関経営への参画も進める。
- ✓ **多忙な社会人向けにカスタマイズした社会人向け教育プログラムの提供**(高度人材、中核的専門人材等)
- ✓ **インターンシップの本格展開**(在学中に少なくとも半数の学生が参加することを目指す)と**就職活動の早期化是正**

## 「大学力」の基盤強化

- ✓ **学生を徹底して鍛える教育環境づくり**(学修時間の充実に向けた学びの質の転換)
- ✓ **国立大学改革プランの策定**(今夏予定)による**抜本的機能強化**(大学・学部の枠を越えた再編成、年俸制の抜本的導入など人事給与システムの改革、運営費交付金の配分の見直し)
- ✓ **私立大学の質保証・向上を徹底**(質保証のトータルシステムの充実、財政基盤の充実とメリハリある資金配分を含む)
- ✓ **高大接続、大学入試の在り方の見直し**

# 地域活性化の核となる大学の形成－COC(Center of Community)の整備等－

急激な少子高齢化や地方の過疎化が進行する中、持続的に発展し、活力ある地域を目指すためには、地域コミュニティの中核としての大学の機能を強化する必要がある。

## これまでの大学の 地域貢献

- 大学の教育研究が地域の課題解決に十分応えていない。
- 学生が大学で学んだことが、地域に出たから役立っていない。
- 地域と教員個々人とのつながりはあっても、大学が組織として地域との連携に取り組んでいない。

## これからの地域志向の大学

大学の役割は、**教育・研究・社会貢献**

地域の拠点としてのCOC機能は、全ての大学に求められる機能

COC = Center of Community

地域の教育力を大学に還元

地域と大学との  
対話・連携

大学

大学の知を地域再生・活性化に活用

自治体、商工会、  
NPO等

- ・地域の中核となる人材養成
- ・子育て支援
- ・社会人の学び直し
- ・商店街活性化
- ・地元企業支援

## 地域と一体となった 「地域立大学」

- 地元自治体、商工会、NPO等の地域の関係者が、大学・高等教育機関の経営に、より積極的に参画。
- 地域への貢献度の抜本的向上  
(例)
  - ・地元のヒューマンケアサービス人材の輩出数
  - ・地元教委の小学校教員採用占有率
  - ・地元産業界との共同研究額

# 教育再生実行会議

## 第一次提言 いじめの問題等への対応について (平成25年2月26日)

- ・ 道徳教育の抜本的改善・充実
- ・ いじめ対策
- ・ 体罰禁止の徹底



- ・ 「**いじめ防止対策推進法**」成立 (平成25年6月21日)
- ・ 道徳教育用教材「私たちの道徳」の作成・配布 (「心のノート」の全面改訂) (平成26年度より使用開始)
- ・ 「道徳の時間」を「特別の教科 道徳」(小・中学校で週1時間)として新たに位置付ける**学習指導要領の一部改正** (平成27年3月)

## 第二次提言 教育委員会制度等の在り方について

(平成25年4月15日)

- ・ 地方教育行政の権限と責任の明確化



- ・ 中教審「今後の地方教育行政の在り方について(答申)」とりまとめ (平成25年12月13日) **-教育委員会制度改革-**
- ・ 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」(平成26年6月13日成立、平成27年4月1日施行)

## 第三次提言 これからの大学教育等の在り方について

(平成25年5月28日)

- ・ グローバル化に対応した教育環境づくりを進める
- ・ イノベーション創出のための教育・研究環境づくりを進める
- ・ 学生を鍛え上げ社会に送り出す教育機能を強化
- ・ 社会人の学び直し機能を強化 ・ 大学のガバナンス改革



- ・ 平成26年度予算に反映 (官と民が協力した**海外留学支援制度**の創設、**スーパーグローバル大学創成支援**、**スーパーグローバルハイスクール**等)
- ・ 中教審「**大学のガバナンス改革の推進**について」とりまとめ (平成26年2月12日)
- ・ 「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律」(平成26年6月20日成立、平成27年4月1日施行)
- ・ **小学校3年からグローバル化に対応した英語教育を行う**英語教育改革実施計画の公表 (平成25年12月13日)、中教審に「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」諮問 (平成26年11月20日)

## 第四次提言 高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について

(平成25年10月31日)

- ・ 高校教育の質の向上 (達成度テスト (基礎レベル) の創設等)
- ・ 大学の人材育成機能の強化
- ・ 大学入学者選抜改革 (達成度テスト (発展レベル) の創設、多面的・総合的な選抜への転換等)



- ・ 中教審「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた**高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革**について(答申)」とりまとめ (平成26年12月22日)、今後取り組むべき重点施策とスケジュールを明示した「**高大接続改革実行プラン**」を策定 (平成27年1月16日)。「高大接続システム改革会議」において具体的な方策について検討中。

## 第五次提言 今後の学制等の在り方について (平成26年7月3日)

- ・ 新しい時代にふさわしい学制 (幼児教育、小中一貫教育、職業教育等)
- ・ 教員免許制度の改革 ・ 教育を「未来への投資」として重視



- ・ 中教審「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について(答申)」とりまとめ (平成26年12月22日) (**小中一貫教育の制度化、大学への編入学の柔軟化**等)。平成27年通常国会において、関係法律成立。

## 第六次提言 「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について (平成27年3月4日)

- ・誰もが「学び続け」、挑戦できる社会の実現
- ・女性、高齢者、障害者など「全員参加型社会」の実現
- ・教育の力による「地方創生」

- ・ **情報通信技術の進展を踏まえた生涯学習環境の整備**について中教審に諮問 (平成27年4月14日)
- ・ 文科省と厚労省の連携協議の場を設置 (平成27年4月30日～)
- ・ **女性・高齢者・障害のある児童生徒等の学びの促進**のための各種事業を実施
- ・ **奨学金を活用した大学生等の地方定着**を促進するための新たな仕組みの創設、**地(知)の拠点となる大学**への支援
- ・ **学校と地域の連携・協働の在り方 (今後のコミュニティ・スクールや学校支援地域本部の在り方等)**等について中教審に諮問 (平成27年4月14日)

## 第七次提言 これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、教師の在り方について (平成27年5月14日)

- ・ これからの時代を見据えた教育内容・方法の革新 (アクティブ・ラーニングの推進、ICT活用等)
- ・ 教師に優れた人材が集まる改革 (育成指標の明確化、全国的な育成支援拠点の整備等)

- ・ **次期学習指導要領**に関する中教審での審議 (平成26年11月20日諮問)の中で、教育目標・内容と学習・指導方法、学習評価の在り方を一体として捉えた、新しい時代にふさわしい学習指導要領等の基本的な考え方等について審議。
- ・ 有識者会議 (平成27年5月12日第1回開催)にて、いわゆる「**デジタル教科書**」の位置付けや関連する教科書制度の在り方について検討。
- ・ **教職員やチームとしての学校の在り方**に関する中教審での審議 (平成26年7月29日諮問)の中で、育成指標の明確化等について審議。

## 第八次提言 教育立国実現のための教育投資・教育財源の在り方について (平成27年7月8日)

- ・ 「幼児教育の段階的無償化及び質の向上」、「高等教育段階における教育費負担軽減」を優先した教育投資
- ・ 民間資金の活用、税制の見直し等による教育財源確保
- ・ 国民の理解の醸成

### 【今後の取組予定】

- ・ 提言に記載されている教育投資の施策について、できるものから**平成28年度概算要求**に反映。
- ・ 中央教育審議会において今後議論される**第3期教育振興基本計画に反映**。
- ・ 国立大学法人への個人寄附に係る税額控除の導入など、**寄附金税制の一層の拡充**を要望。
- ・ 教育投資の効果や必要性について**国民への説明、理解の醸成**に取り組む。

# 我が国の成長のための人材育成に貢献する高等教育への転換

## 現在の課題

- 学部・大学院のいずれにおいても、**我が国の経済成長や労働生産性の向上を支える人材の育成を重視する大学等の層を厚く**するとともに、**働き手が自身のキャリアアップのためにいつでも学び直しを行うことができる環境を整備**していくことが必要。

このため、人材育成の観点に立った現状検証に基づき、**制度面を含めた総合的視点に立って変革を進めていく必要があるが、当面、直ちに以下の取組に着手。**

## 今後の方向性

### 大学学部等の段階

### 大学院段階

#### **「職業実践力育成プログラム」認定制度の創設**

- 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校における実践的・専門的なプログラムを文部科学大臣が認定し、高等教育における職業人養成機能を強化。
- これにより、①**社会人の学び直しの選択肢の可視化**、②**大学等における社会人や企業等のニーズに応じたプログラムの提供促進**、③**企業等の理解促進**を図り、大学等において社会人が職業に必要な能力の向上を図る機会を拡大。

#### **大学等におけるインターンシップの充実**

- インターンシップの単位認定や、より教育効果の高いインターンシップ（中長期、有給等）の普及・促進。

#### **「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関」の制度化**

産業界と協働して教育課程を実践する新たな高等教育機関を制度化（大学体系に位置付け、学位授与機関とすることを含めた検討）。

- **社会経済の変化に伴う企業からの人材需要に即応した質の高い職業人養成の量的拡大**。
- **高等教育体系の多様化**（高校生の進路選択肢の拡充）。
- **社会人の学び直しに関する多様な機会の提供**。

#### **専修学校と産業界が連携した教育体制の構築**

- **企業・業界団体等のニーズを踏まえた専門人材の養成**。
- **企業と連携しつつ学習と実践を組み合わせる教育システム**（産学協同教育プログラム）構築に向けたガイドラインの作成。

#### **専門職大学院における高度専門職業人養成機能の抜本的強化**

- 制度発足10年余り経過したことを踏まえ、グローバル化及び教育の質保証に対応した**専門職大学院の制度全体の検証と見直し等を行い、高度専門職業人養成機能の抜本的強化**を図る。

# 高等教育の課題と取組の方向性

## 高等教育の課題等

- 知識基盤社会の到来により、国の発展基盤として高等教育を重視することが重要
- 急速な少子高齢化及び労働人口の減少を踏まえ、個々人の能力や生産性の向上が不可欠
- 就業構造の変化に伴う人材需要の高度化によって大卒者等の養成の充実が必要
- 地域間格差が拡大する中で、大学の地域貢献による地方活性化が重要
- グローバル化の進展を踏まえた、大学の国際化への対応が急務

## 取組の方向性

### 奨学金事業

- 大学等奨学金事業の充実・推移
- より柔軟な「所得連動変換方奨学金制度」の導入に向けた対応の加速

### 私立大学の振興

- 人口減少の克服に向けた私立大学への支援
- 少子化による経営環境の悪化を踏まえた学校法人に対する経営指導・支援の充実

### 大学の国際化の推進

- 教育環境・教育内容の国際化の推進（スーパーグローバル大学創成支援等）
- 双方向の留学生交流の戦略的推進（トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム等）

### 大学の教育研究機能の強化

- 主体的な学びの確立に向けた大学教育の質的転換
- 大学評価の改善（学修成果に重点を置いた評価等）
- 成長を牽引するトップ人材の育成（大学院教育の抜本的改革）
- 産業構造の変化や新たな学修ニーズに対応した社会人の学び直しの推進

### 国立大学の機能強化

- 各大学の強み・特色を最大限に生かし、自ら改善・発展する仕組みを構築することにより、持続的な「競争力」を持ち、高い付加価値を生み出す国立大学の実現
- 第3期（平成28年度～）の運営費交付金や評価の在り方を検討
- 学長のリーダーシップに基づく組織再編・学内資源再配分の促進

### 高大接続改革

- 高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体改革
- 多面的・総合的に評価する大学入学者選抜への転換
- 新たなテスト（「高等学校基礎学力テスト（仮称）」及び「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」）の創設

### 大学のガバナンス改革

- 学長のリーダーシップの確立（学長を補佐する全学的な体制の整備等）
- 学内組織の運営・連携体制の整備（教授会の役割の明確化等）

### 地域社会の中核としての大学の機能強化

- 地方大学を活用した雇用創出・定住等（地方公共団体と地元産業界が協力した基金の創設等）
- COC（Center of Community）構想の推進

## 第3期教育振興基本計画の策定に向けた当面の主な検討事項について（抜粋）

平成28年9月9日中央教育審議会 大学分科会（第129回）資料

### 検討事項① 2030年以降の社会の変化を見据えた教育の目指すべき姿

・2030年以降の社会の姿をどのように捉えるか。

また、そのような社会の姿を見据え、未来を生き抜く自立した人間を育成するために、教育の目指すべき姿をどのように考えるか。

（1）主として技術革新やグローバル化の一層の進展に伴う産業構造や社会システムの変化，女性・高齢者等の活躍の進展等に伴う就学・就業構造の変化，国際情勢の変化等への対応について

（2）主として子供の貧困など格差への対応，人口減少の克服や地域コミュニティの創造等について

### 検討事項② ①を踏まえた教育政策の基本的方針，目指すべき方向性等

・2030年以降の社会の姿を見据え、未来を生き抜く自立した人間を育成するために、あらゆる教育段階を通じて、どのような基本的な方針のもとに教育政策を進めるべきか。

・また、第3期教育振興基本計画の期間中（2018年～2022年の5年間）に、あらゆる教育段階を通じて、特にどのような方向性等を重視し、教育政策を進めるべきか。

### 検討事項③ 教育投資の効果や必要性を社会に対して示すための方策

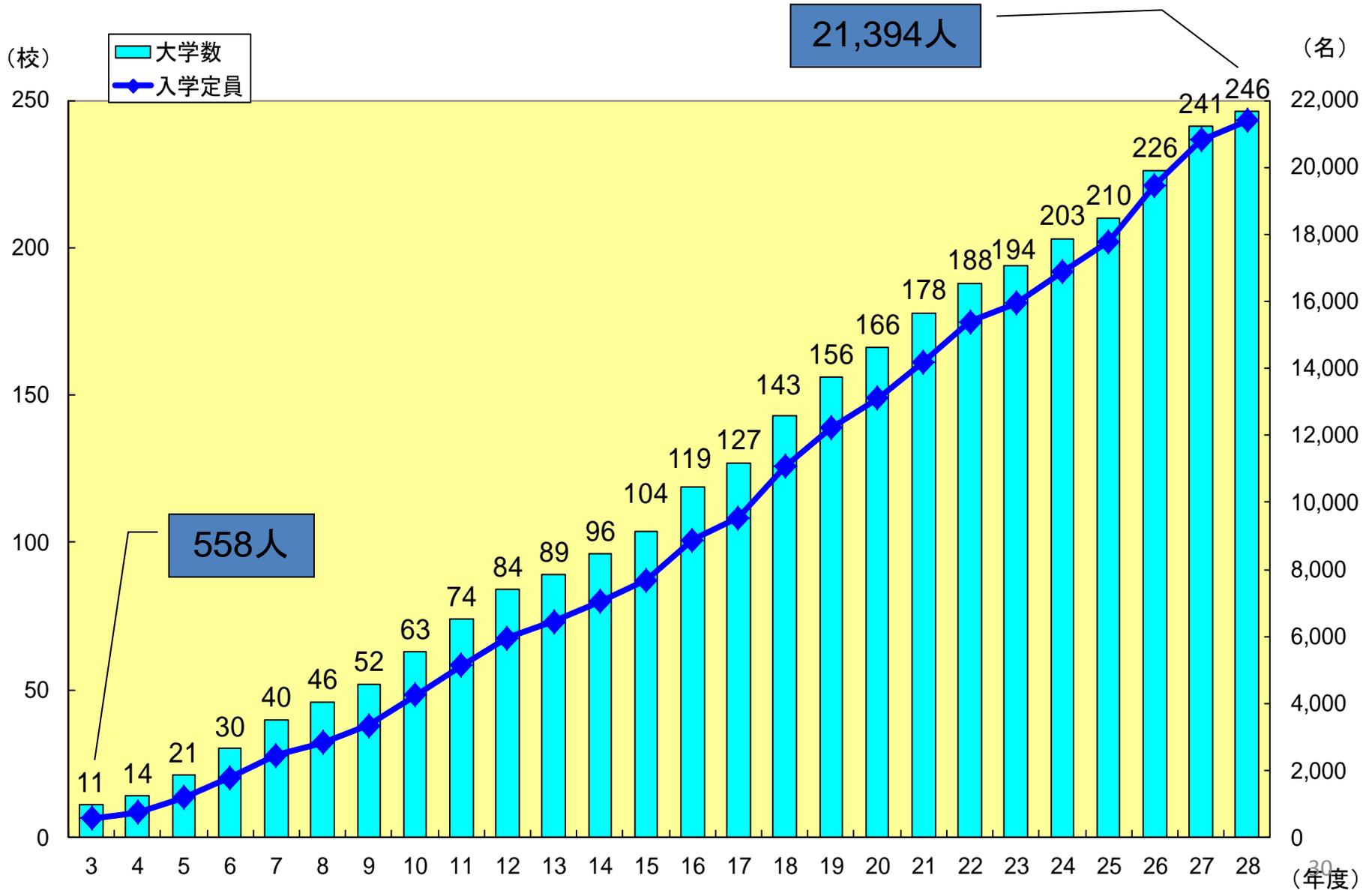
・より効果的・効率的な教育施策の立案につなげるため、第3期教育振興基本計画の検証改善サイクルをどのように確立すべきか。

・教育再生実行会議提言やG7倉敷教育大臣会合の成果文書等を踏まえ、各種教育施策の効果（社会経済的な効果を含む。）を専門的・多角的に分析、検証するために必要なデータ・情報の体系的な整備や実証的な研究の充実を含めた総合的な体制の在り方をどのように確立すべきか。

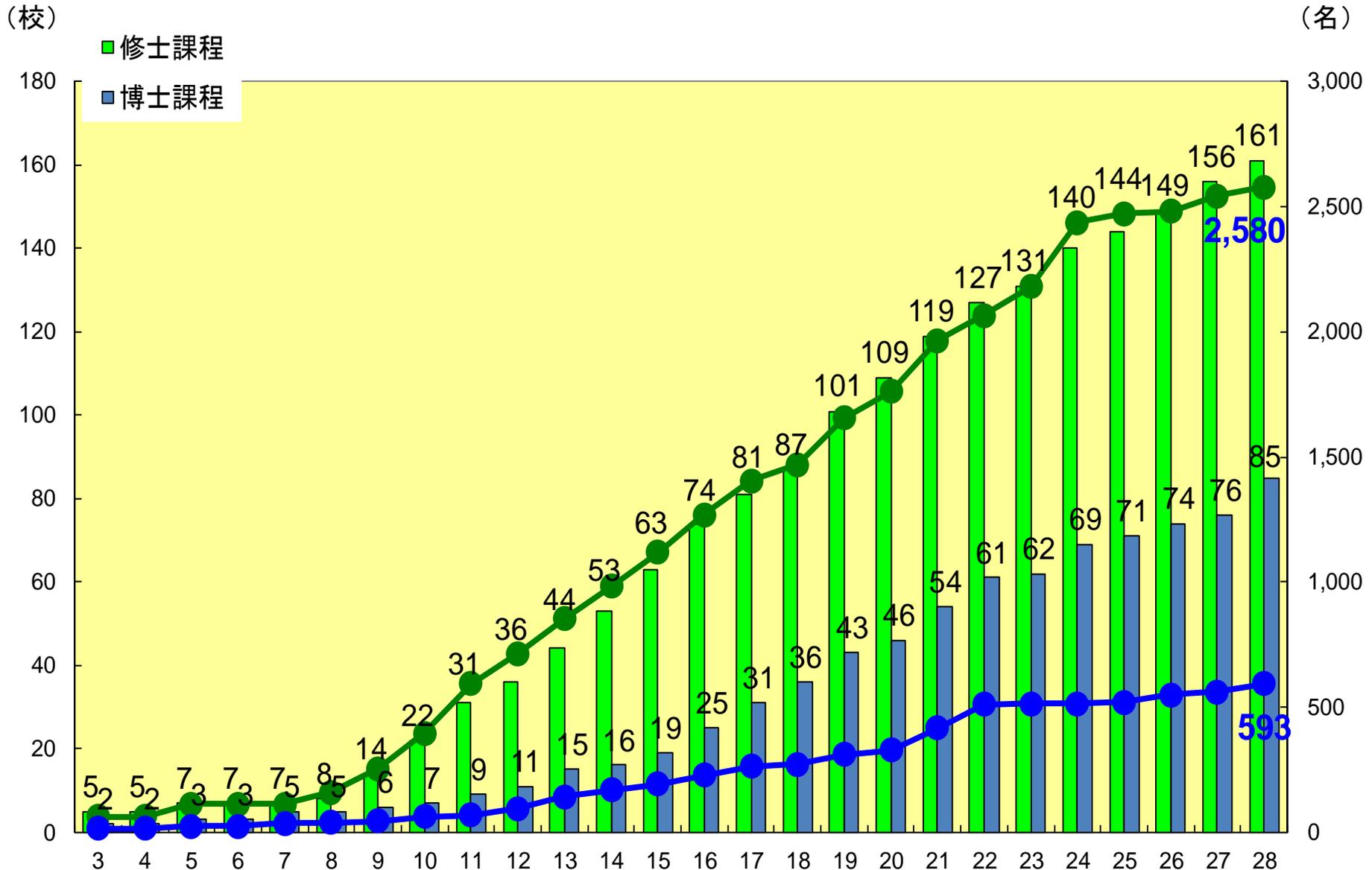
# 看護系大学の現況

# 看護系大学数及び入学定員の推移

注: 1大学で複数の教育課程を有する大学があるため、教育課程数で 計上すると、H28年度は254課程となる。



# 看護系大学院数及び入学定員の推移



(注) 平成16年度以後の修士課程には、専門職大学院1大学院(入学定員40名)を含む。

# 都道府県別看護系大学数 (H28 246大学254課程)

**国立 42大学(42課程)**

**公立 48大学(48課程)**

**私立 156大学(164課程)**

地区別( )は、大学課程数/入学定員

**関西地区**  
 国立(5/370)  
 公立(9/790)  
 私立(37/3, 115)

**中部地区**  
 国立(9/650)  
 公立(10/825)  
 私立(23/2, 145)

**東北地区**  
 国立(4/280)  
 公立(5/427)  
 私立(8/580)

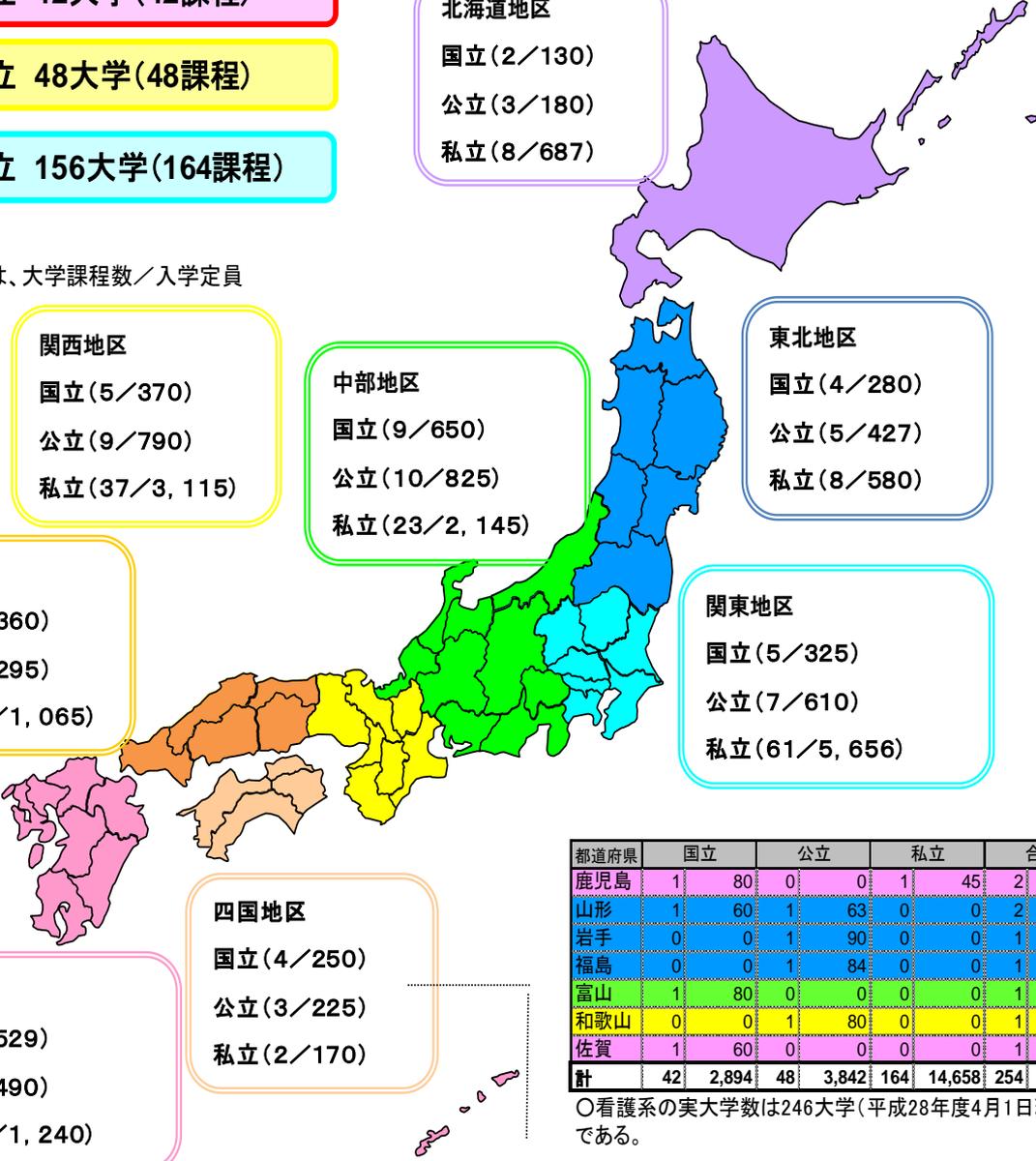
**中国地区**  
 国立(5/360)  
 公立(5/295)  
 私立(11/1, 065)

**関東地区**  
 国立(5/325)  
 公立(7/610)  
 私立(61/5, 656)

**四国地区**  
 国立(4/250)  
 公立(3/225)  
 私立(2/170)

**九州地区**  
 国立(8/529)  
 公立(6/490)  
 私立(14/1, 240)

**北海道地区**  
 国立(2/130)  
 公立(3/180)  
 私立(8/687)



都道府県	国立	公立	私立	合計
鹿児島	1	80	0	1
山形	1	60	1	63
岩手	0	0	1	90
福島	0	0	1	84
富山	1	80	0	80
和歌山	0	0	1	80
佐賀	1	60	0	60
<b>計</b>	<b>42</b>	<b>2,894</b>	<b>48</b>	<b>3,842</b>

○看護系の実大学数は246大学(平成28年度4月1日現在)である。

都道府県	国立		公立		私立		合計	
	大学課程数	入学定員	大学課程数	入学定員	大学課程数	入学定員	大学課程数	入学定員
東京	2	95	1	80	22	2,086	25	2,261
兵庫	1	80	2	195	12	1,035	15	1,310
大阪	1	80	2	175	12	1,025	15	1,280
北海道	2	130	3	180	8	687	13	997
千葉	1	80	1	80	10	1,025	12	1,185
愛知	1	80	2	172	9	915	12	1,167
福岡	1	69	1	90	10	920	12	1,079
神奈川	0	0	2	190	10	870	12	1,060
埼玉	0	0	1	130	8	720	9	850
京都	1	70	1	85	7	555	9	710
広島	1	60	1	60	6	665	8	785
群馬	1	80	1	80	5	420	7	580
岐阜	1	80	1	80	5	400	7	560
青森	1	80	1	100	4	280	6	460
岡山	1	80	2	100	3	240	6	420
静岡	1	60	1	120	3	345	5	525
栃木	0	0	0	0	4	375	4	375
三重	1	80	1	100	2	180	4	360
新潟	1	80	1	93	2	165	4	338
奈良	0	0	1	85	3	240	4	325
宮城	1	70	1	90	2	150	4	310
石川	1	80	1	80	2	150	4	310
茨城	1	70	1	50	2	160	4	280
熊本	1	70	0	0	2	200	3	270
山梨	1	60	1	100	1	80	3	240
長野	1	70	1	80	1	90	3	240
徳島	1	70	0	0	2	170	3	240
秋田	1	70	0	0	2	150	3	220
沖縄	1	60	2	160	0	0	3	220
山口	1	80	1	55	1	80	3	215
滋賀	1	60	1	70	1	80	3	210
長崎	1	70	1	60	1	75	3	205
福井	1	60	2	100	0	0	3	160
鳥取	1	80	0	0	1	80	2	160
宮崎	1	60	1	100	0	0	2	160
島根	1	60	1	80	0	0	2	140
高知	1	60	1	80	0	0	2	140
大分	1	60	1	80	0	0	2	140
愛媛	1	60	1	75	0	0	2	135
香川	1	60	1	70	0	0	2	130

# 看護師養成制度 (平成28年4月現在)

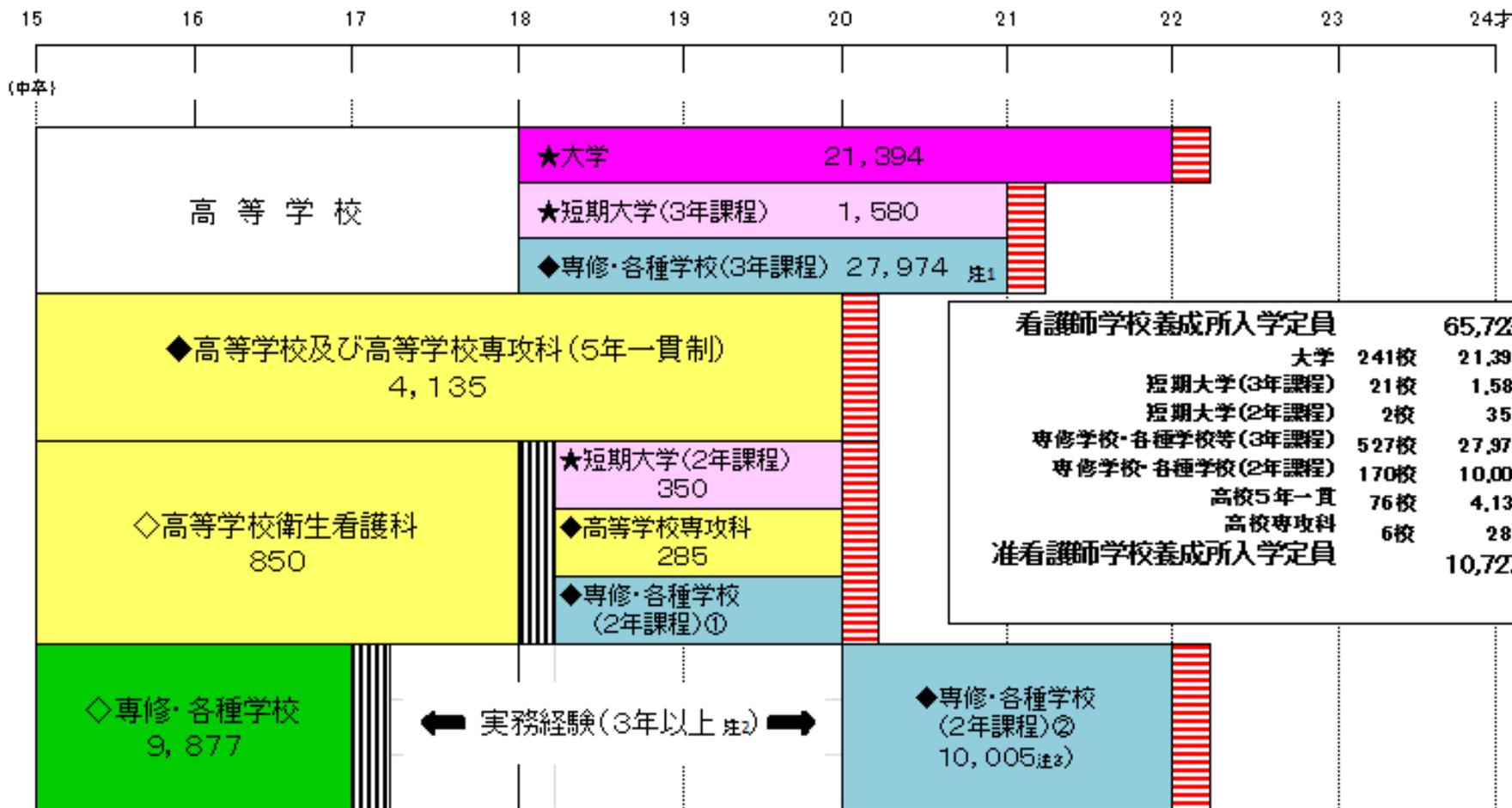
★は28年4月1日現在  
 その他は27年5月1日現在



看護師国家試験



准看護師試験(都道府県)



◆看護師国家試験受験資格を得るための指定学校養成所 ◇准看護師試験(都道府県)受験資格を得るための指定学校養成所

※それぞれの養成ルート内の数字は、平成28年度の入学定員数を表す。

注1) 専修・各種学校(3年課程) 27,974人のうち文部科学省所管校980人は28年4月1日現在の人数

注2) 2年課程の通信教育課程は実務経験10年以上

注3) 専修・各種学校(2年課程)の入学定員10,005人は、①及び②の合計である。

# 近年の看護師等養成制度改革の動き

文部科学省関係

看護系大学における看護教育のさらなる充実

看護学教育のあり方に関する検討会(第一次)  
H14

看護学教育のあり方に関する検討(第二次)  
H16

大学・短期大学における看護学教育の充実に関する調査協力者会議  
H19

H14

H16

H19

H20

H21

H22

H23

H24

新カリキュラム開始  
看護師課程

大学における看護系人材の養成に関する検討会

H21.3-H23.3

①保健師養成を、各大学が自身の教育理念・目標や社会のニーズに基づき、選択可能とする ②「学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標」を策定

保健師・助産師課程  
新カリキュラム開始

カリキュラム改正

保助看法改正

指定規則改正

カリキュラム改正

新たな看護のあり方に関する検討会  
H14.5-H15.3

看護基礎教育の充実に関する検討会  
H18.3-H19.4

看護基礎教育のあり方に関する懇談会  
H20.1-7

看護教育の内容と方法に関する検討会  
H21.4-H23-2

厚生労働省関係

# 看護師等養成制度改革と文部科学省検討会議等の関係

## 大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会

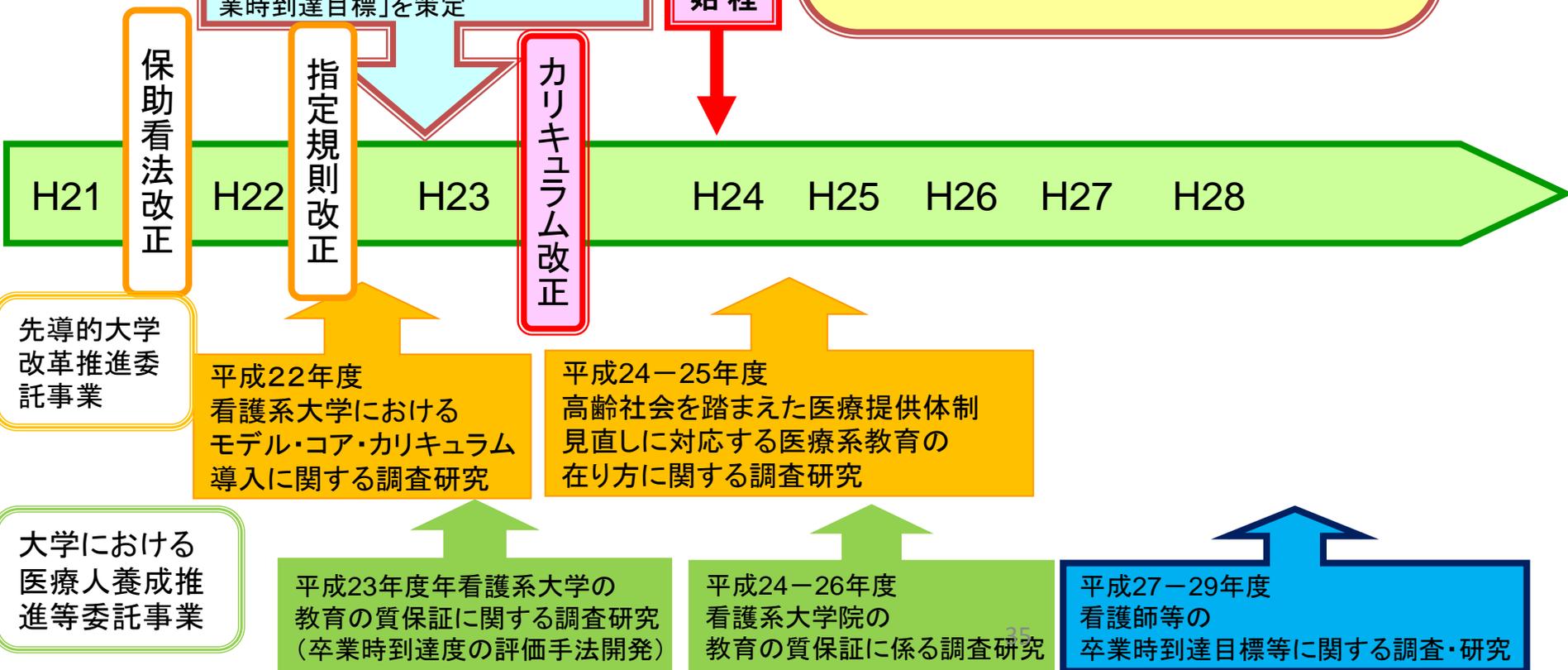
H21.3-H23.3

①保健師養成を、各大学が自身の教育理念・目標や社会のニーズに基づき、選択可能とする ②「学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標」を策定

保健師・助産師課程  
新カリキュラム開始

## <検討会以後の課題>

- ・卒業時到達目標の評価、見直し
- ・実習環境の充実に向けた検討
- ・教育体制充実に向けた検討
- ・分野別評価の推進



# 学士課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標

<b>I 群 ヒューマンケアの基本に関する実践能力</b>	<b>IV群 ケア環境とチーム体制整備に関する実践能力</b>
1) 看護の対象となる人々の尊厳と権利を擁護する能力	14) 保健医療福祉における看護活動と看護ケアの質を改善する能力
2) 実施する看護について説明し同意を得る能力	
3) 援助的関係を形成する能力	15) 地域ケアの構築と看護機能の充実を図る能力
<b>II 群 根拠に基づき看護を計画的に実践する能力</b>	16) 安全なケア環境を提供する能力
4) 根拠に基づいた看護を提供する能力	17) 保健医療福祉における協働と連携をする能力
5) 計画的に看護を実践する能力	18) 社会の動向を踏まえて看護を創造するための基礎となる能力
6) 健康レベルを成長発達に応じて査定(Assessment)する能力	
7) 個人と家族の生活を査定(Assessment)する能力	
8) 地域の特性と健康課題を査定(Assessment)する能力	<b>V 群 専門職者として研鑽し続ける基本能力</b>
9) 看護援助技術を適切に実施する能力	19) 生涯にわたり継続して専門的能力を向上させる能力
<b>III 群 特定の健康課題に対応する実践能力</b>	20) 看護専門職としての価値と専門性を発展させる能力
10) 健康の保持増進と疾病を予防する能力	
11) 急激な健康破綻と回復過程にある人々を援助する能力	
12) 慢性疾患及び慢性的な健康課題を有する人々を援助する能力	
13) 終末期にある人々を援助する能力	<p>○は、平成23年度 大学における医療人養成推進等委託事業 「大学卒業時到達度の評価手法開発のための調査研究」において、目標達成に対する教員の期待と学生の到達状況の認識が低い能力を示す。</p>

# 保健師助産師看護師学校養成所 指定規則

# 看護師養成課程のカリキュラム改正の変遷

厚生労働省看護課資料

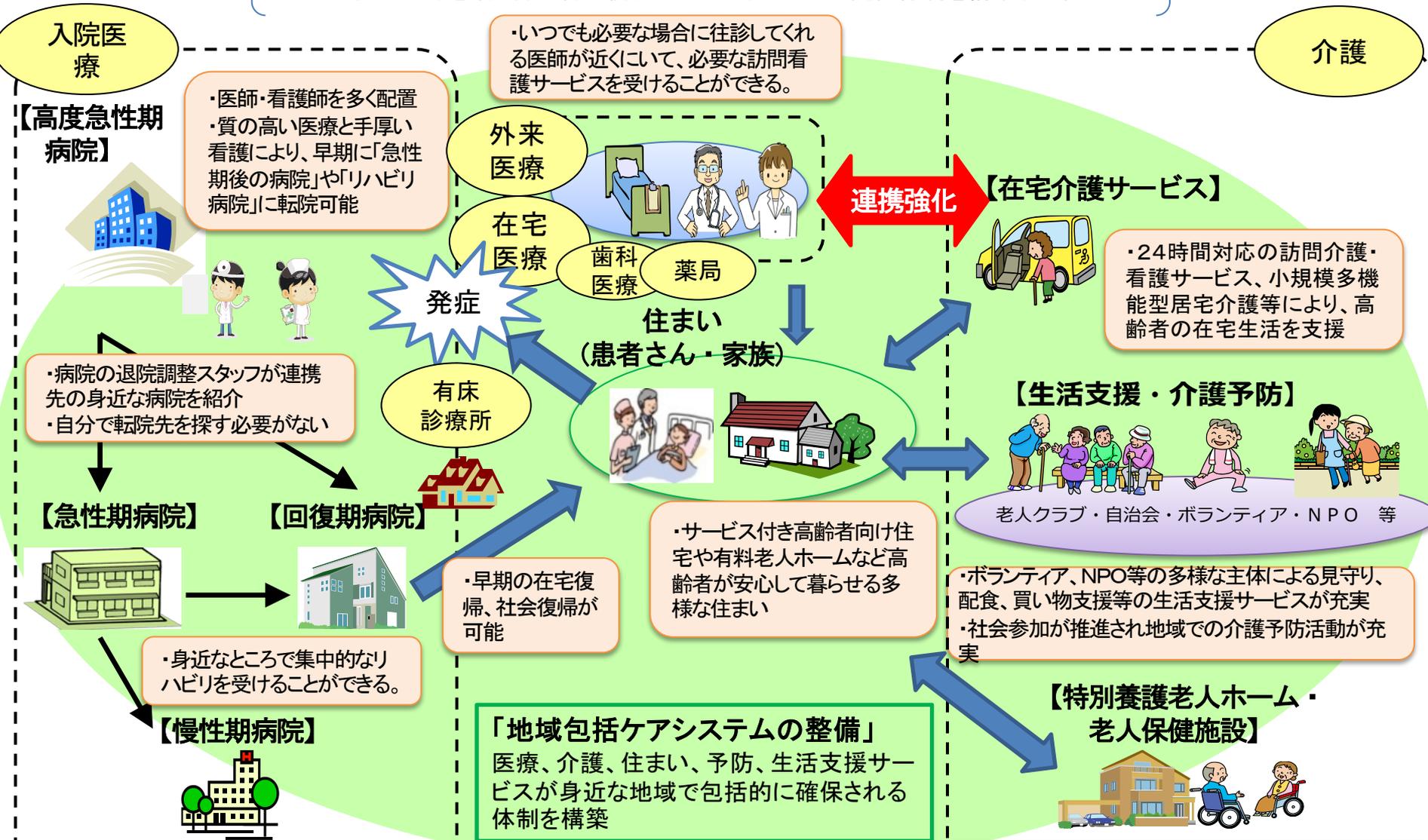
	第1次改正 (1967)	第2次改正 (1989)	第3次改正 (1996)	第4次改正 (2008)
改正の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>基礎科目の充実</li> <li>成長発達を軸にした看護学の構成を明示</li> <li>教育方法としての実習の位置づけ</li> <li>専任教員数3人→4人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基礎科目は指定科目から「人文科学」「自然科学」「社会科学」の表示にし、自由裁量を拡大</li> <li>専門基礎科目として基礎医学の内容等を位置づけ</li> <li>「老人看護学」の新設</li> <li>教育科目を各学校が自由に設定できる選択必修科目を選択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基礎分野、専門基礎分野、専門分野のいずれも科目でなく教育内容で表示</li> <li>「在宅看護論」「精神看護学」の新設</li> <li>時間数の表示から単位数に変更</li> <li>養成所(4年)で2つの国家試験受験資格を得られる統合カリキュラムの提示</li> <li>専任教員数4人→8人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門分野の構造化を図り、「専門分野Ⅰ」「専門分野Ⅱ」「統合分野」とする</li> <li>統合分野は「在宅看護論」と「看護の統合と実践」で構成し、臨床実践に近い環境での学習を推進</li> </ul>
教育時間 単位	3375時間以上	3000時間以上 ※演習及び校内実習は講義に含む	93単位以上 (2895時間以上)	97単位以上 (3000時間以上)
実習 (再掲)	1770時間以上	1035時間以上	23単位以上 (1035時間以上)	23単位以上
	52.4%	34.5%	35.7%	34.5%

# 地域包括ケアシステムの推進に向けて

# 医療・介護サービスの提供体制改革後の姿（サービス提供体制から）

厚労省資料

医師、歯科医師、薬剤師、看護師、介護支援専門員その他の専門職(※)の積極的な関与のもと、患者・利用者の視点に立って、サービス提供体制を構築する。



※保健師、助産師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士、社会福祉士、介護福祉士等

地域の拠点として在宅介護サービス等も積極的に展開

# 課題解決型高度医療人材養成プログラム

平成28年度概算要求額:9億円(平成27年度予算額:8億円)

## 概要

高度な教育力・技術力を有する大学が核となって、我が国が抱える医療現場の諸課題等に対して、科学的根拠に基づいた医療が提供でき、健康長寿社会の実現に寄与できる優れた医療人材の養成を推進する。

## 背景課題

◇健康長寿社会を実現するための疾患克服が課題 ◇人口減少・少子化の進行

医師・歯科医師

### 高度医療専門人材の不足

・病院基盤部門を担う医療安全・感染制御領域等の専門人材養成と体制充実

### 社会から求められる多様な医療ニーズの増加

・難治性疾患領域や高難度手術(移植医療等)領域等を担う専門人材養成

### 高齢化に伴う歯科医療ニーズの変化

・口腔疾患と全身疾患の関わりに関する領域を担う高度な歯科医師の養成

我が国が抱える  
医療現場の諸課題

看護師・薬剤師等のメディカルスタッフ

### チーム医療の推進

・チーム医療推進のための専門性の強化と役割の拡大に応えるため、学生・医療人の実践能力の強化等

### 教育と臨床の連携強化

・学生・医療人の実践能力を強化するため、教育と臨床が連携し、卒前・卒後の学生・医療人の教育指導体制の構築等

### 地域医療連携の推進

・地域医療連携にかかわる業務に精通し、学生・医療者に地域医療連携の視点や実践を教育できる教育指導者の養成等

## 取組

【取組1】医師・歯科医師を対象とした教育プログラム  
14件×40,000千円(選定済み)、4件×23,175千円(新規)

横断的な診療力とマネジメント力の  
両方を兼ね備えた医師養成

特に高度な知識・技能が必要と  
される分野の医師養成

健康長寿社会の実現に貢献する  
歯科医療人材養成



【取組2】看護師・薬剤師等を対象とした教育プログラム 12件×20,000千円(選定済み)

対象職種:看護師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、歯科衛生士、歯科技工士



卒前・卒後の継続的な教育プログラム  
開発と教育指導体制の構築

臨床での教育指導者養成と大学  
教員・教育指導者の人材交流

地域医療にも貢献できるメディカル  
スタッフの養成

## 成果

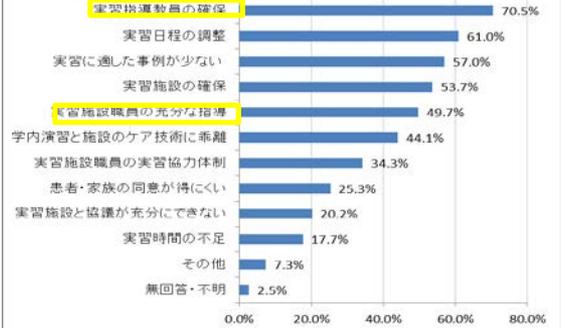
高度医療専門人材の輩出、我が国が抱える医療課題の解決、健康立国・健康長寿社会の実現

# 取組(2) メディカルスタッフを対象とした教育プログラム

背景 (看護師を例に)

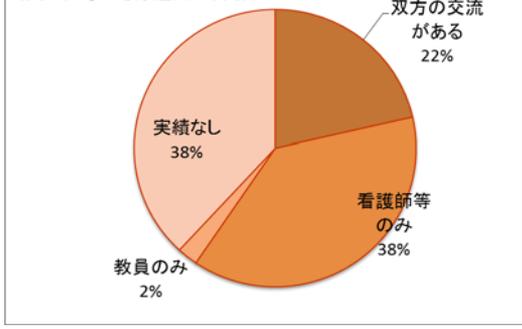
## 教員・教育指導者の不足

臨地実習の問題点 「2006年看護教育基礎調査」



## 大学・臨床の連携の不足

人事交流の実績の有無 (国立大学42校、過去5年間)



## 地域で働く看護師の不足

訪問看護職員は全就業看護職員のわずか2%



## 卒業時の実践能力習得の不足

看護技術80項目について、厚労省の推奨水準と臨地実習の実態を比較。「卒業時点で一人でできない」と回答した学校が5割を超えた看護技術が16項目(20.0%)あった。日本看護協会「2006年看護教育基礎調査」

課題

### チーム医療の推進

チーム医療推進のための専門性の強化と役割の拡大に応えるため、学生・医療人の実践能力を強化

### 教育と臨床の連携強化

学生・医療人の実践能力を強化するため、教育と臨床が連携し、教育指導の質を向上

### 地域医療連携の推進

地域医療連携にかかわる業務に精通し、学生・医療者に地域医療連携の視点や実践を教育できる教育指導者の養成等

取組

## 大学・実習病院・地域医療機関等が連携を強化し、新たな教育指導体制の構築に取り組む

卒前・卒後の一貫した教育プログラムの開発と臨床の教育指導者の養成

大学教員と実習先の教育指導者の人材交流

地域医療にも貢献できる看護師・薬剤師の養成

成果

大学と実習病院が連携し、効率的・効果的な医療人の教育を行うことで、国民に対する安心・安全な医療提供体制の構築に貢献

- 学生・医療人の効果的・継続的な専門能力の習得・向上
- 優れた教育指導者の養成
- 医療人の教育の連携が進むことによる医療の質向上

# ①地域での暮らしや看取りまで見据えた看護が提供できる看護師の養成

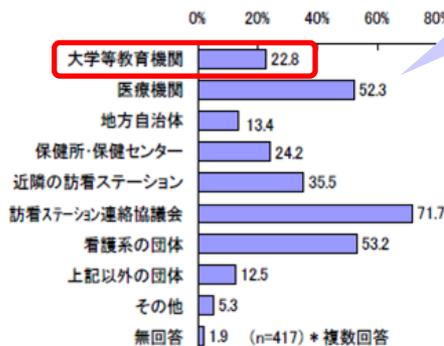
## 課題

- ◆看護学生や病院で働く看護師は病院の中で提供する医療を中心に教育されてきた。超高齢化社会においては病院から暮らしの場へ医療・看護をつなぐ教育を充実させて、看護師の専門性を強化していくことが必要
- ◆看護系大学の教育の充実に向けた課題:「教育目的に適した多様な教員の構成」「実習環境の充実」「全ての看護職の生涯学習に積極的な貢献をする体制の整備」(大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会最終報告、23年3月)

## 対応

大学・実習病院・地域医療機関等が連携を強化し、新たな教育指導体制を構築する

連携を取っている外部機関があると回答した訪問看護ST417施設の連携先



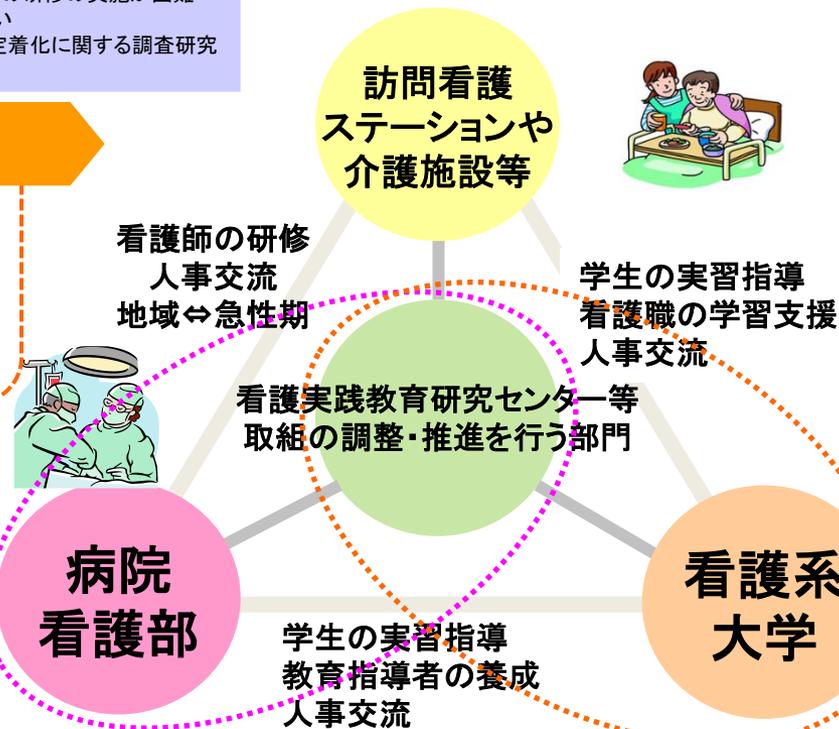
- 訪問看護ステーションは事業規模が小さく、単独での研修の実施が困難
  - 大学と訪問看護ステーションの教育の連携は乏しい
- (「新卒看護師等の訪問看護ステーション受入れ及び定着化に関する調査研究事業」日本訪問看護振興財団(平成20年)より)

## 取組例

看護系大学、病院看護部、訪問看護ステーション等が連携し、地域医療連携にかかわる業務に精通し、学生・看護師に地域医療連携の実践を教育できる教育指導者の養成

### 【事業の内容】

- **看護系大学、病院看護部、訪問看護ステーション等が連携し、卒前・卒後の一貫した教育プログラムを開発する**
- 教育プログラムに「男女共同参画」「地域医療介護連携」「チーム医療」の要素を含める
- 病院の看護師から優れた**教育指導者を養成**する
- 教育の場と臨床・介護の場で看護職の**人材交流を実施**する
- **取組を調整・推進する部門**の開設もしくは機能の拡充する



## 成果

- 患者にとって安心・安全な看護が提供できる新卒看護師を効果的に教育指導できる看護師の養成
- 超高齢化社会において患者の急性期の医療から地域での暮らしや看取りまで見据えた看護が提供できる看護師の養成

## 効果

- 国民に対する安心・安全な医療提供体制の構築
- 看護師の教育の連携が進むことによる医療の質向上

# 課題解決型高度医療人材養成プログラム取組拠点【看護師・薬剤師等メディカルスタッフ】

【申請件数：136件・選定件数：12件】

- : 国立大学
- : 公立大学
- : 私立大学



# 看護系大学における課題



# 大学における医療人養成の在り方に関する調査研究委託事業

## テーマ3: 看護師等の卒業時到達目標等に関する調査・研究 (102百万円の内数)

### 目的

2025年以降の地域包括ケアが実現される時代に向け、看護師等養成における学士課程教育と実践能力の習得状況の調査及びその評価方法の研究を行い、その成果を踏まえ、国民の期待に応えうる資質の看護師等の養成強化を図ることを目的としている。

### 調査研究概要

#### 【学士課程における看護実践能力と卒業時到達目標の達成状況の検証・評価方法の開発】

平成23年3月に「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会」において示した「学士課程教育においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標」について、全看護系大学を対象とした活用状況の調査・分析を行い、看護系大学がそれぞれの教育の質の向上を図るための卒業時到達目標の活用方法を提言する。

#### 【学士課程の実習環境に関する調査・研究】

地域包括ケアの時代に向けた新たな臨地実習の在り方について、看護系大学学士課程教育における臨地実習に関わる実態及び課題を明らかにする。



本調査の成果を踏まえ、平成28年度秋以降、看護学教育モデル・コア・カリキュラムの策定を視野に入れた、大学における看護系人材養成の在り方に関する検討を開始予定。

# 参考資料

## 大学教育の質保証について

これまでの改善の取り組み(中教審資料)

# 認証評価制度の概要

## 【概要】

- ・平成16年度から始まった第三者評価制度により、大学は、文部科学大臣の認証を受けた機関(認証評価機関)による評価(認証評価)を受けることが義務付けられている。

## 【目的】

- ・評価結果が公表されることにより、**大学等が社会的評価を受ける**
- ・評価結果を踏まえて**大学等が自ら改善を図る**

## 【内容】

### ① **大学の教育研究等の総合的な状況の評価**(いわゆる機関別認証評価)

大学等の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況について評価

(7年以内ごと)

### ② **専門職大学院の評価**(いわゆる分野別認証評価)

専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について評価

(5年以内ごと)

- ・各認証評価機関が定める評価基準に従って実施
- ・大学は認証評価機関の中から評価を受ける機関を選択

## 【大学評価基準】

認証評価機関は自ら定める大学評価基準に基づいて評価を行う。大学評価基準については文部科学省令において大枠(※)が定められており、各認証評価機関はこの大枠の範囲内で具体的な基準を定めることとなる。

(※)文部科学省令において定める大学評価基準の大枠

1. 大学評価基準が学校教育法や大学設置基準などの法令に適合していること
2. 大学評価基準に大学の特色ある教育研究の進展に資する項目が定められていること
3. 大学評価基準に次の事項が含まれていること
  - ①教育研究上の基本組織、②教員組織、③教育課程、④施設及び設備、⑤事務組織、⑥教育研究活動等の状況に係る情報の公表、⑦財務、⑧その他教育研究活動等

## 【評価の方法】

認証評価の方法については、①大学の自己点検・評価の結果分析及び②大学への実地調査が義務付け。

## 【評価結果の公表等】

認証評価機関は、評価結果について、①大学への通知、②公表、③文部科学大臣への報告を行わなければならない。

# 大学ポートレートについて

## 概要・趣旨

データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みを構築。

○大学の多様な**教育活動の状況**を、国内外の様々な者にわかりやすく**発信**。

→ 大学のアカウンタビリティの強化、進学希望者の適切な進路選択支援、我が国の高等教育機関の国際的信頼性の向上

○大学が**教育情報**を自らの活動状況を把握・分析することに**活用**。

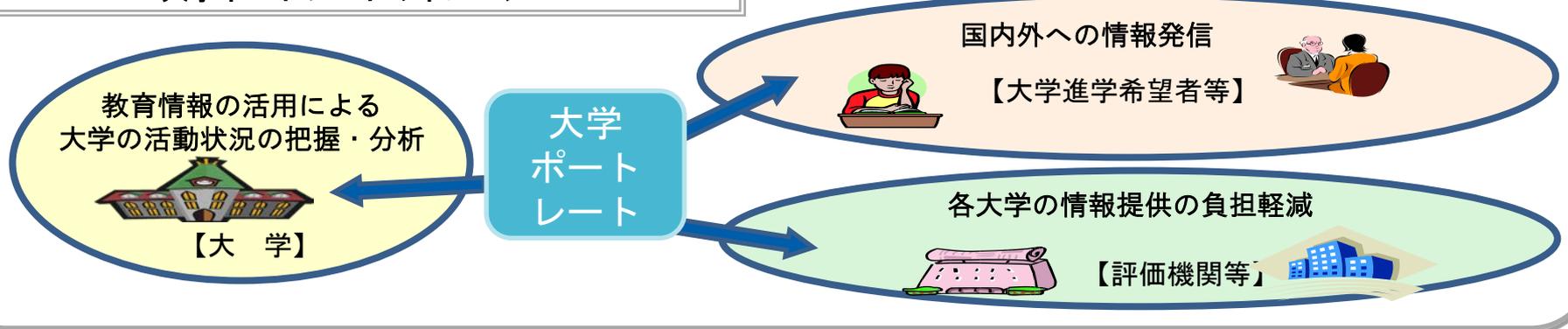
→ **エビデンスに基づく学内のPDCAサイクルの強化による大学教育の質的転換の加速**。外部評価による**質保証システムの強化**。

○基礎的な情報について共通的な公表の仕組みを構築し、**各種調査**等への対応に係る大学の**負担軽減**。

→ **大学運営の効率性の向上**

平成27年3月より大学ポートレートによる国公立大学の大学情報(※)の発信を開始。

## 大学ポートレートのイメージ



※ 大学ポートレートで発信している大学情報について(例)

### 【大学単位で公表する情報】

- ・大学の基本情報
- ・大学の教育研究上の目的等
- ・大学の特色等
- ・教育研究上の基本組織
- ・キャンパス
- ・学生支援(修学、留学生、就職・進路等)
- ・課外活動

### 【学部・研究科等の単位で公表する情報】

- ・教育研究上の目的や三つのポリシー(アドミッション、カリキュラム、ディプロマ)
- ・学部等の特色
- ・教育課程(取得可能な学位、授業科目、授業方法、学生が習得すべき能力等)
- ・入試(入学者数、入試方法)
- ・教員(教員組織、教員数、教員の有する学位・業績)
- ・学生(収容定員、学生数)
- ・費用及び経済支援(授業料等、奨学金額、受給資格、授業料減免)
- ・進路(進路卒業者数・修了者数、進学者数・就職者数)

# 学校法人運営の適正化に係る各種取組

## ◆ 学校法人の経営状況の把握・指導

文部科学大臣所轄学校法人については、日本私立学校振興・共済事業団と連携の上、各学校法人の財務関係書類に基づく経営状態の分析等により経営状況を把握。経営悪化傾向にある学校法人については、ヒアリング、経営改善計画の作成等、改善するまで個別指導を実施。

また、経営支援に加え、各種相談やデータ提供、人材育成等への支援を行い、経営力強化を図っている。

## ◆ 管理運営の適正化・充実

管理運営に問題のある学校法人については個別に指導・助言を実施。改善が図られない法人や著しい問題のある法人に対しては、案件に応じて私学助成金の減額や私学法に基づく行政処分等を含め厳正に対処。

## ◆ 学校法人運営調査の実施

文科省令に基づき、学校法人の管理運営組織や財務状況等について、実態を調査するとともに、必要な指導・助言を行うため、毎年度、学校法人運営調査委員による実地調査を実施。（昭和59年度制度創設）

### 【実地調査の内容】

#### (1) 調査の内容

- ①学校法人の管理運営の組織及びその活動状況に関すること
- ②学校法人の財務に関すること
- ③その他学校法人の業務の執行状況等に関すること

#### (2) 調査の方法

文部科学大臣所轄学校法人を対象とし、学校法人ごとに原則として委員2名及び事務官で、書類調査、実地調査を行い、必要な助言等を行う。

#### (3) 学校法人に対する指導

学校法人運営調査委員会において、調査結果を報告するとともに指導・助言すべき事項をとりまとめ、当該学校法人に対して通知。次年度には、各学校法人から改善状況についての報告書の提出を求める。

## ◆ 私立学校法の改正（平成26年4月）

学校法人の運営が法令等に違反し、著しく不適正な状態に陥っているときに、所轄庁が適切に対応するための仕組みを整備。

- ①学校法人に対する報告徴収・立入検査
- ②所轄庁による必要な措置命令
- ③措置命令に従わない場合の役員解任勧告

# 国立大学法人評価について

## 【制度の概要】

- 法律で設置される国立大学法人について、大学の教育研究の特性や自主性に配慮しつつ、必要最低限の国の関与として、6年間の中期目標・計画の設定や事後的な評価等を制度化。
- 国立大学法人評価は、各法人の意見を踏まえて文部科学大臣が定めた法人ごとの中期目標について、その達成状況を評価するもの（したがって、法人間を相対的に比較するものではない）。
- 「国立大学法人評価委員会」が、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の業務運営の実績について、年度評価、4年目終了時及び6年目終了時に実施する中期目標期間評価を実施。
- 教育研究の状況について、年度評価では全体的な状況を確認するのみとし、中期目標期間評価では専門的な観点から評価を実施するため、独立行政法人大学評価・学位授与機構に評価を要請し、その結果を尊重。

## 【評価の流れ】

### ◆各国立大学法人

- ・中期計画及び年度計画に基づいて行った業務の実績を報告

### ◆国立大学法人評価委員会

- ・業務運営・財務内容等の状況の評価
- ・産業界、マスコミ、大学関係、会計関係など、様々な委員により構成

### ◆大学評価・学位授与機構

- ・教育研究状況の評価

### ◆独立行政法人評価制度委員会（総務省）

- ・評価機能の二次評価 ※4年目終了時の評価のみ

教育研究の状況について、専門的な観点から評価。各分野の専門家によるピアレビューを含め、教育研究に係る中期目標の達成度及び学部・研究科等の教育研究の水準について評価

# 大学教育の質保証の課題と改善①

## 高等教育の質の保証 『我が国の高等教育の将来像(答申)』(平成17年1月) 関係部分抜粋

高等教育の質の保証の仕組みとしては、事後評価のみでは十分ではなく、事前・事後の評価の適切な役割分担と協調を確保することが重要である。設置認可制度の位置付けを一層明確化して的確に運用するとともに、認証機関による第三者評価のシステムを充実させるべきである。

### (2) 設置認可の重要性と的確な運用

#### (イ) 設置認可の的確な運用

- 設置認可制度の位置付けを明確化するに当たっては、審査の内容や視点等について、さらに具体化を図る必要がある。例えば、大学教育の質を審査することは極めて重要である。社会の需要に的確に対応した、大学に求められる学問的水準の教育・研究活動を担う個々の大学教育の資質及び教員組織全体の在り方が、「大学とは何か」という根本的な問題意識との関連で十分に点検・確認される必要がある。(中略)大学としてふさわしい教育目的やそれを達成するための教育課程、またそれらと資格取得・技能取得との関係、大学としてふさわしい教育・研究環境、他の学校種との違い等について十分に審査することも重要である。
- (中略) 現行の設置基準や設置審査については、明確化すべき観点やルール化を図るべき事項が多くあると考えられる。(中略)ただし、そうした要件をすべて法令等の形式に網羅的・具体的に表現することには困難な面もあり、今後、適切に対応していく必要がある。



### 【設置審査における改善】

- 虚偽申請に対するペナルティ制度 (H18) や明らかな準備不足の申請への「早期不認可」 (H21) を導入。

# 大学教育の質保証の課題と改善②

## 「大学設置認可の在り方の見直しに関する検討会」報告（平成25年2月）への対応状況

### 【検討会提言事項】

### 【対応状況】

#### 1. 運用の改善などにより早期の実施が期待される事項

- (1) 学生確保等に係る審査基準の明確化
- (2) 審査の充実  
(大学新設に係るもの)
  - ① 全体構想審査の実施
- (認可を要するすべての申請に係るもの)
  - ② 学生確保の見通し等の審査体制の充実
  - ③ リスクシナリオの確認



- (1) 平成25年3月、認可基準告示を改正し、「学生確保の見通しがあること」、「人材需要の動向等社会の要請を踏まえたものであること」を基準上明確化（平成25年度審査から適用）
- (2) 大学設置・学校法人審議会において以下の事項を実施
  - ① 大学新設に関して審査の初期段階で理事長・学長予定者（必要に応じて地元自治体）の面接を実施
  - ② 平成25年度から、委員を拡充し、大学設置分科会、学校法人分科会合同で学生確保の見通し等の審査を実施
  - ③ 平成25年度審査から、大幅な定員未充足が生じた場合の対応方針を確認

#### 2. 速やかな具体化に向けた検討が期待される事項

- (1) 設置基準等の明確化
- (2) 学校法人のガバナンスの確保
- (3) 審査スケジュールの見直し
- (4) 申請書類の作成方法の明確化
- (5) 設置に必要な財産確保の徹底



- (1) 引き続き、中央教育審議会で議論
- (2) 理事体制、監事支援体制、管理運営等に係る要件の基準化、見直しを行い、平成25年度の審査から適用
- (3) 平成28年度開設案件から、審査期間の延長、認可時期の早期化
- (4) 財産目録等の書類のルール化、マニュアル化を実施
- (5) 寄附に関する審査資料の充実

#### 3. 大学の質向上のため、設置認可の見直しと併せて継続的に改善、充実を図っていくべき事項

- (1) 認可後の事後チェック機能の強化を含む、質保証のトータルシステムの確立
- (2) 大学の閉鎖等の場合の学生保護の仕組みなど、退出の制度設計
- (3) 学生や保護者の立場に立った情報公開の一層の促進

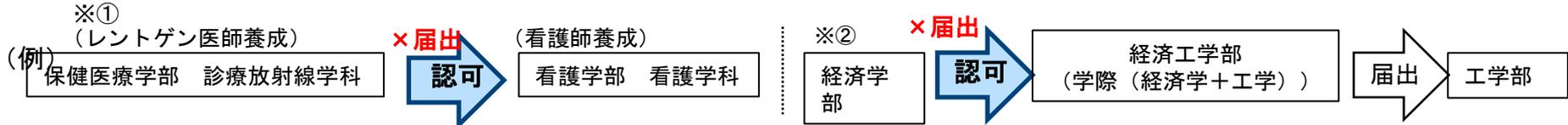


- (1) 設置計画履行状況調査(AC)について、意見レベルの明確化、「警告」の導入、改善が図られない場合の対象期間の延長等の改善策の実施。（詳細スライド5参照）  
また、認証評価の改善については、中央教育審議会において検討中。
- (2) 大学の閉鎖等の場合、電話相談窓口の設置、学生の転学等に関する関連情報の提供
- (3) 平成27年3月より国公立共同実施の「大学ポートレート」を本格稼働

# 大学教育の質保証の課題と改善③

## 【設置審査における改善状況】

- H18年度 ◆申請、届出において虚偽等の不正を行った設置者に対する厳格な対応（ペナルティ）  
◆新設された大学の情報公開を義務化（認可及び届出に係る留意事項等の明確化）
- H19年度 ◆認可申請書において、開設後における教員の大学以外での職務の状況を追加
- H21年度 ◆過度な準備不足の申請に対して、早期判定（不可）、警告の仕組みを導入  
◆届出設置された学部等のアフターケアを本格実施
- H25年度 ◆学生確保の見通しがあること、人材の需要等社会の要請を踏まえていることを審査基準として明確化  
◆審査の初期段階で全体構想を聴取する構想審査会を実施
- H26年度 ◆異なる目的養成は届出設置を認めない（※①）、複数の構成分野は主たる分野の学位を授与するものとして扱う（※②）等の届出制度の改善



◆ACにおいて「警告」制度の導入、意見が付されている場合のAC対象期間の延長等の改善

開設年度	H11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	
認可申請数	226	353	340	297	281	202	128	134	113	97	84	73	64	68	64	69	67	
申請に課題があった件数	保留 (最終的には認可)	0	1	2	5	0	4	0	3	1	3	12	7	14	3	14	8	10
	取下げ	3	3	2	6	4	2	0	6	3	14	4	11	12	13	17	6	3
	不認可	0	0	0	0	0	4	1	2	0	0	1	0	0	2	1	0	1
	合計	3	4	4	11	4	10	1	11	4	17	17	18	26	18	32	14	14
認可件数	223	350	338	291	277	196	127	126	110	87	78	66	52	53	46	63	63	
届出件数	-	-	-	-	-	276	265	356	243	258	235	223	155	183	139	122	106	

※制度等の導入は、当該開設年度の審査から適用したことを示す

# 大学教育の質保証の課題と改善④

## 【これまでの経緯】

- 平成11年 大学設置基準の改正  
大学における教育研究活動等の状況について積極的に提供する義務を規定(第2条)
- 平成16年 国立大学法人法  
中期目標・中期計画の作成・法人評価の実施を制度化  
財務情報等の公開義務を規定(独立行政法人通則法第38条を準用)
- 平成16年 地方独立行政法人法  
中期目標・中期計画の作成・法人評価の実施を制度化  
公立大学法人を含む地方独立行政法人の財務情報等の公開義務を規定(第34条)
- 平成16年 学校教育法の改正 自己点検・評価の公表を義務化(第109条)、認証評価制度の施行
- 平成17年 私立学校法の改正 財務情報等の閲覧義務を規定(第47条)

## 【大学設置基準・情報公開、認証評価等における改善状況】

- 平成19年 大学院設置基準の改正 (平成20年に大学設置基準でも同様の内容を規定)  
人材養成目的の公表、シラバス・成績評価基準の明示を規定(第2条の2、第25条の2)
- 平成19年 学校教育法の改正  
教育研究活動の状況の公表に関する義務について法律レベルで規定(第113条)
- 平成23年 学校教育法施行規則等の改正  
各大学が公表すべき教育情報を具体的に規定  
情報公開への取組状況を認証評価にける評価の対象に位置付け
- 平成27年3月「大学ポートレート」本格稼働

法令面における監督権限の強化

— 私立学校法の一部を改正する法律（平成26年法律第15号） —

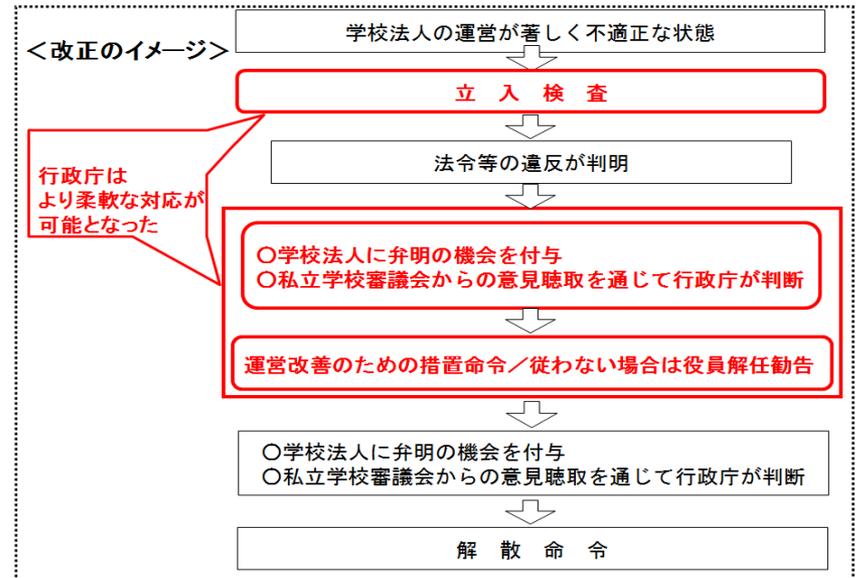
## 趣旨

私立学校の自主性を尊重しつつ、私学全体に対する不信感につながるような異例な事態に、所轄庁が適切に対応するための仕組みを整備。

## 改正概要

約10年ぶりに私立学校法の実質的な改正を行い、学校法人の運営が法令等に違反し、著しく不適正な状態に陥っているときに、所轄庁が適切に対応するための仕組みを整備。  
（平成26年4月施行）

- ①学校法人に対する報告徴収・立入検査
- ②所轄庁による必要な措置命令
- ③措置命令に従わない場合の役員解任勧告



# 大学教育の質保証の課題と改善⑥

## 国立大学法人評価の課題と改善点

### 第1期の課題

国立大学法人評価と並んで、学校教育法に基づく認証評価、各種競争的資金の研究実績評価など、様々な評価が重層的に行われている状況で、評価作業への負担により教育研究に支障が出ており、評価全体をもっと簡素なものにすべき。

### 第1期の具体的課題

#### 中期目標期間評価

教育研究の状況に係る達成度評価のために学部・研究科等の「現況分析」を実施しているが、提出書類が膨大等との意見があり、改善すべき。



#### 中期目標期間評価

教育研究の状況に係る評価を効率的に実施  
学部・研究科等の現況分析を、大幅に簡素化して、効率的に実施。  
(例) ◇研究業績の提出数の上限を50%から20%に抑制  
◇教育の水準の分析項目の観点を10から4に大括り化

#### 年度評価

年度評価の負担を軽減し、各大学の特色ある取組などに特化した評価とすべき。



#### 年度評価

教育研究の状況に係る評価を大幅に簡素化  
実績報告書の「全体的な状況」欄への総括的な記載のみを求める。  
・年度計画の各事項についての進捗状況の記載は求めない。



#### 年度評価

業務運営・財務内容等の状況に係る評価は大幅に簡素化し、3年目及び6年目終了時のみ個別の計画について記述を求める  
法人は年度計画の事項ごとに自己評価(4段階)を記号で記載し、評価委員会において特に進捗している事項や遅れている事項について確認。  
進捗状況の記載を求めるのは、中期目標期間の3年目及び6年目終了時のみ。

#### 中期・年度共通

評価の客観性の観点から法人が取り組む必要がある最小限の共通事項である「共通事項に関する観点」等を大幅に精選すべき。



#### 中期・年度共通

「共通事項に関する観点」等を10項目に精選。  
大幅に精選、実施年度の見直し  
各法人の評価実施体制が整備され、適切な自己点検・評価が行われていることを踏まえ、毎年度ではなく3年ごとに評価を実施。  
・負担軽減に配慮し、評価の客観性及び最低限の水準を確保する目的として「共通事項に関する観点」を26項目から

# 大学改革実行プラン 参考資料

# I-① 学生を徹底して鍛える教育環境作り

## 社会が求める人材像

主体的に学び考え、  
どんな状況にも対応  
できる人材

## 大学教育に求められること ～学生の主体的な学びの確立～

学修時間の実質的な増加・確保により、

- ① 「答えのない問題」を発見、最善解を導くために必要な専門的知識及び汎用的能力を鍛えること
- ② 実習や体験活動などの教育によって知的な基礎に裏付けられた技術や技能を身に付けること

## 大学教育の質的転換のための取組

学修環境の整備に向けた改革を行う大学を重点的に支援。教員と学生とが意思疎通を図りつつ、学生が相互に刺激を与えながら知的に成長する課題解決型の能動的学修を中心とした教育への転換を促進。

### 小樽商科大学 アクティブラーニングのための 教育環境整備

「学生の主体的な学びの確立」を目標とし、実践的な取組を活用したアクティブラーニングのための教育環境を整備。グループワーク、プレゼンテーション、ディベートなどの手法を実践し、学生が自ら考える力やコミュニケーション力を強化する。



学生が意見を  
タブレットに  
入力



ディスカッションテーブルに意見  
やデータを送信し意見交換

### 千葉大学 アカデミック・リンク・センター

学生が受け身ではなく、自ら問題意識を持って自発的に学ぶことができるように、学習環境とコンテンツ提供環境を一つにする試み。「『学習とコンテンツの近接』による能動的学習」を実現、「考える学生」を創造。

グループや個人で学習し、  
自らの学習成果を公表する場

アクティブ・  
ラーニング・  
スペース

コンテンツ・  
ラボ

授業の事前事後学習等に有益な資料や電子教材、授業の映像等のコンテンツ提供

ティーチング・  
ハブ

教育におけるICT活用の支援、学習支援のための学生スタッフの育成

### 国際基督教大 自発的学修を推進するライティング センターの整備



図書館の一角に整備されている「ライティングセンター」（修辞上の指導のほか、論文構成・表現力向上に係る助言も行う）を拡張。教員や大学院生チューターが関わり、授業レポートから卒論まで日本語・英語によるサポートを実施。

# Ⅰ-① 大学入試の抜本的な見直しの方向性について

## 課題

- ◎ 入試に多様な機能が求められ過ぎている
  - ・大学進学希望者の能力・適性の判定
  - ・各大学の教育水準や学生の質の評価指標
    - ・高校における学力の状況の把握
    - ・高校における幅広い学習の確保
  - ・高校生の学習意欲の喚起 など
- ◎ グローバル化が進展するなかで、**知識偏重の学力検査を改善**し、予測不能な社会の変化に対応できる能力を評価する等、入試の多様化の推進が必要
- ◎ 少子化が進展し、選抜機能が低下するなかで、AO・推薦入試においても**確実な学力把握**が必要

## 改革の方向性

### ○高校教育から一貫した質保証への転換

- ・ 高校教育・大学入試・大学教育それぞれの段階で、必要とされる能力や学習成果を確認し、次の学びにつなげていく仕組みへ

### ○大学入試における意欲・能力・適性等の多面的・総合的な評価への転換

- ・ 論文や面接、多様な経験の評価等に時間をかけた丁寧な入試へ

### ○大学入試へのTOEFL等活用の飛躍的拡充

- ・ グローバル化を断行する大学の重点支援、認証評価における積極的評価等を通じたTOEFL等の大学入試への活用と大学入学後の継続的利用の促進 など

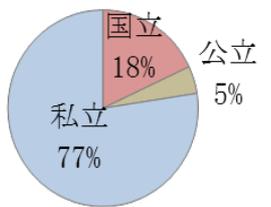
※TOEFL等を入試で活用する大学(平成24年度入試) 一般入試 34大学、AO入試 137大学、推薦入試 203大学

(参考)

- ・中央教育審議会高大接続特別部会において平成24年9月より高大接続について検討中。
- ・今後、教育再生実行会議において大学入試について検討を行う予定。

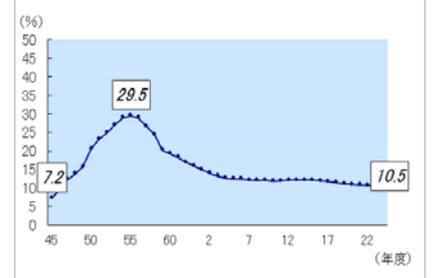
# Ⅱ-⑦ 私立大学の財政基盤の確立とメリハリある資金配分の推進

○学部学生の約8割を担う私立大学の大きな役割



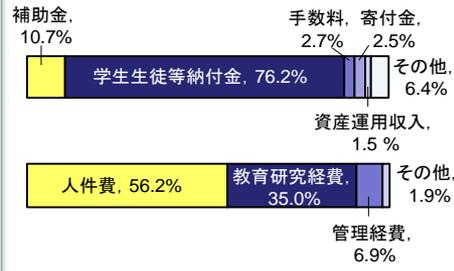
諸外国の進学率は高くなっており、大半は国立大学

○一方、十分とは言えない公的支援



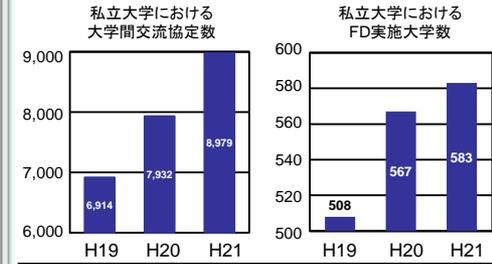
私学助成の経常費に占める割合は低下

○結果として重い家計負担



私学の収入の大部分は学生納付金

○教育の質向上への取組拡大



グローバル化や地域連携の取組など多様な教育改革への取組が進行中



## これまででもメリハリある配分を強化

- (例)
- 教育条件に応じた増減
  - 経営状況に応じた増減
  - 教育・財務情報の公表状況に応じた増減
  - 定員充足状況に応じた増減

※現状でも多くの私学がメリハリの対象  
すでに10校に1校程度は完全不交付

## メリハリある配分のさらなる強化

- 教育研究活性化のためのメリハリ
  - 社会・経済成長に向けた取組支援
  - 各私学の全学的な教育改革の支援
- ガバナンス強化のためのメリハリ
  - 教育・財務情報公表の促進
  - 先進的ガバナンス改革への支援
  - 管理運営に課題のある法人への対応
  - 適正な学生定員管理の促進

各私学の全学的な教育改革に対し  
経常費・設備費・施設費一体の重点支援



### ◆大学教育の質的転換

建学の精神を生かす  
大学教育(授業、カリキュラム)の質向上

### ◆新たな地域発展の原動力

特色を発揮し  
地域の人づくりと発展を支える大学づくり

### ◆産学/国内外大学との連携

産業界や他大学と連携した  
教育研究の活性化

## I -① 高大接続改革の推進

# 「高大接続改革」の必要性

- 国際化、情報化の急速な進展 → 社会構造も急速に、かつ大きく変革。
- 知識基盤社会のなかで、新たな価値を創造していく力を育てることが必要。
- 社会で自立的に活動していくために必要な「学力の3要素」をバランスよく育むことが必要。

## 【学力の3要素】

- ① 知識・技能の確実な習得
- ② (①を基にした) 思考力、判断力、表現力
- ③ 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度

学力の3要素を多面的に評価する  
**大学入学者選抜**

高等学校教育・大学教育・大学入学者  
選抜の一体的改革(高大接続改革)

学力の3要素を育成する  
**高校教育**

高校までに培った力を更に向上・発展させ、社会  
に送り出すための**大学  
教育**

# 「高大接続改革」の議論・検討の経緯等

中央教育審議会へ諮問「大学入学者選抜の改善をはじめとする高等学校教育と大学教育の円滑な接続と連携の強化のための方策について」(平成24年8月28日)

○文部科学大臣から中央教育審議会に対し諮問が行われ、中央教育審議会では総会直属の高大接続特別部会を設置。同年9月から審議を開始。

教育再生実行会議「高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について(第四次提言)」(平成25年10月31日)

○高等学校教育の質の確保・向上、大学の人材育成機能の抜本的強化、能力・意欲・適正を多面的・総合的に評価しうる大学入学者選抜制度への転換について提言。

中央教育審議会「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について(答申)」(平成26年12月22日)

○平成24年8月の諮問以来、2年4か月余の審議を経て答申。

○今回の答申は、教育改革最大の課題でありながら実現が困難であった「高大接続」改革をはじめて現実のものとするための方策として、「高等学校教育」「大学教育」及び両者を接続する「大学入学者選抜」の抜本的改革を提言するもの。

「高大接続改革実行プラン」(平成27年1月16日)文部科学大臣決定

○高大接続答申を踏まえ、高大接続改革を着実に実行する観点から、文部科学省として今後取り組むべき重点施策とスケジュールを示したもの。平成27年1月に文部科学大臣決定として公表。

「高大接続システム改革会議」(平成27年3月～)

○高大接続答申・高大接続改革実行プランに基づき、高大接続改革の実現に向けた具体的な方策について検討。**平成28年3月に最終報告。**

# 高大接続改革の全体像イメージ(高大接続システム改革会議最終報告より)

—「高等学校教育」、「大学教育」、「大学入学者選抜」の一体的改革による「学力の3要素」の伸長—

## 高等学校教育改革

《「学力の3要素」の確実な育成》

### ✓学習指導要領の抜本的な見直し

- 育成すべき資質・能力を踏まえた**教科・科目等の見直し**  
(「歴史総合(仮称)」、「数理探究(仮称)」、情報活用能力を育成する新科目など)
- カリキュラム・マネジメントの普及・促進

### ✓学習・指導方法の改善

- **アクティブ・ラーニングの視点**からの学習・指導方法の改善
- 教員の**養成・採用・研修の見直し**

### ✓多面的な評価の推進

- **学習評価の改善**
- 多様な学習成果を測定するツールの充実  
→「**高等学校基礎学力テスト(仮称)**」の導入  
基礎学力の定着度合いを把握し、指導の工夫に生かす仕組み。  
CBT導入を検討。  
(平成31～34年度: 試行実施、平成35年度～: 新学習指導要領に対応)  
→「最終報告」後、文部科学省において、関係団体等の理解と協力を得て、  
実証的・専門的検討、新テストの実施方針(平成29年度初頭)に反映  
→農・工・商業などの検定試験や英語などの民間検定試験の利活用の促進

### ✓「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」の導入

(平成32年度～実施、平成36年度からは新学習指導要領に対応)

- ◎ **思考力・判断力・表現力の一層の重視**
  - **記述式問題**の段階的導入  
平成32～35年度: 短文記述式  
平成36年度～: より文字数の多い記述式
  - **マークシート式問題**の改善(平成32年度～)
  - **CBT**の検討・導入(平成36年度以降の導入を目指す)  
※複数回実施については、日程上の課題やCBTの導入、等化等を  
中心として、引き続き検討  
→「最終報告」後、文部科学省において、関係団体等の参画を  
得て、実証的・専門的検討、新テストの実施方針(平成29年度  
初頭)に反映

### ✓個別入学者選抜の改革

- ◎ 明確な「入学者受入れの方針」に基づき、  
**「学力の3要素」を多面的・総合的に評価する選抜へ改善**  
※入学希望者に求める能力と評価方法の関係の明確化とそれに基づく選抜
- **新たな選抜実施ルール**の構築
- 「**調査書**」の改善や「**学修計画書**」等の充実

→「最終報告」後、「大学入学者選抜方法の改善に関する協議」の場で  
具体的な在り方を検討(平成32年度に実施される選抜から適用)

## 大学入学者選抜改革

## 大学教育改革

《「学力の3要素」の多面的・総合的評価》 《「学力の3要素」の更なる伸長》

### ✓三つの方針(卒業認定・学位授与、教育課程編成・実施、 入学者受入れ)に基づく 大学教育の質的転換

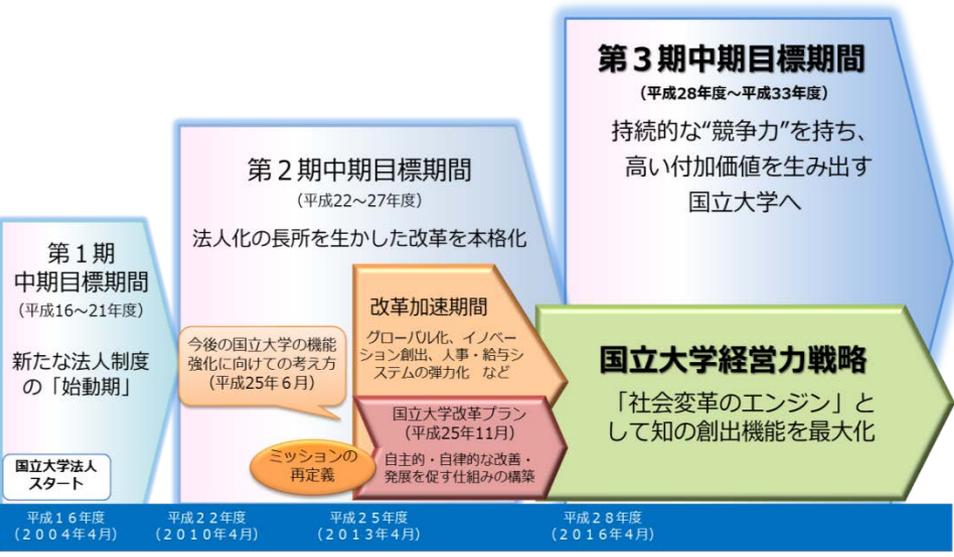
- 関係省令の改正(「三つの方針」の**一体的な策定・公表の制度化**)  
(平成28年3月改正、平成29年4月施行予定)
- 「三つの方針」の策定・運用に関する「**参考指針**」の作成(平成27年度中)
- 各大学において育成を目指す人材像や具体的な教育活動の明確化
- 入学から卒業までの、**大学教育を充実するためのPDCAサイクルを強化**

### ✓認証評価制度の改善

- 高大接続改革の趣旨を踏まえた評価項目・方法の改善(「**三つの方針**」  
に基づく**大学教育の質的転換促進**や、**内部質保証を重視した評価**)  
(平成30年度から始まる第3サイクルの評価に反映)

## Ⅱ-⑤ 国立大学の機能強化

# 第3期中期目標期間に向けた国立大学改革の取組状況



## ◆国立大学における特色ある学部等設置の状況 (主なもの)

<p><b>佐賀大学</b> 芸術地域デザイン学部(H28予定)</p> <p>産業・文化の振興といった地域ニーズを踏まえ、アートを通じて地域社会に活力を与えられる人材を養成。【自治体と連携したフィールド実習、佐賀県有田窯業大学校の資源を活用した実践教育】</p>	<p><b>姫路大学</b> 社会共創学部(H28予定)</p> <p>フィールドワークを重視し、水・低産業の振興など地域社会の持続的発展を担う人材を養成。【県内の自治体・企業と連携し、新たな高附帯講座の設置とコンソーシアムの構成】</p>	<p><b>弘前大学</b> 農学生命科学部(H28予定)</p> <p>地域の諸課題を解決し、りんご等の地域農産物の加工や輸出を促進する人材を養成。【県内の自治体・企業等と連携し、食関連の知識(製造・分析等)を実践経験をもとに学べるカリキュラムを展開】</p>	<p><b>秋田大学</b> 国際資源学部(H26)</p> <p>新たな資源技術と希少な資源・エネルギー戦略の発展、革新を担うグローバル人材を養成。【海外の資源フィールドを活用したグローバルの実施】</p>	
<p><b>長崎大学</b> 多文化社会学部(H26)</p> <p>政治・経済・文化、社会活動分野等で存在感をもって国際的に活躍できる人文社会科学系グローバル人材を養成。【海外体験の必須化や長崎県の特性を踏まえたオランダ特別コースの設置】</p>	<p><b>山口大学</b> 国際総合科学部(H27)</p> <p>国際社会及び科学技術に関する複眼的・総合的な諸問題の調整・解決に貢献する人材を養成。【長期留学の必修化、デザイン思考を備え、自治体・企業と連携した課題解決型プロジェクトの実施】</p>	<p><b>山梨大学</b> 生命環境学部(H24)</p> <p>果樹栽培やワイン産業など地域産業の特性を踏まえ、持続的な食料生産と供給を担う幅広い視野を有した人材を養成。【ワイン生産など地域資源を活用した実践的な活動を実施】</p>	<p><b>宇都宮大学</b> 地域デザイン科学部(H28予定)</p> <p>社会制度、まちづくり、防災・減災などの層層的・複合的な地域課題に対応できる人材を養成。【県内の自治体・企業等と連携し、全学生が参加する地域プロジェクト演習の実施】</p>	
<p><b>大分大学</b> 福祉健康科学部(H28予定)</p> <p>医療と福祉を融合し、「地域包括ケア」を実現できる高度な専門性を有したマネジメント力を有したリーダーを養成。【県内の自治体と連携し、医療・福祉地域現場での臨床実習の実施】</p>	<p><b>宮崎大学</b> 地域資源創成学部(H28予定)</p> <p>地域資源に新たな価値を創出し、成長産業の振興と地域活性化を図るため、畜産・農業・観光等の地域資源のマネジメント人材を養成。【県内の自治体・企業等と連携し、中山間地等での課題解決型実習を実施】</p>	<p><b>高知大学</b> 地域協働学部(H27)</p> <p>地域の行政・産業の課題解決のため、協働を通じて産業振興や地域活性化を担う人材を養成。【県内の自治体・企業と連携して徹底した実習とステークホルダー参画型の学部運営を実施】</p>	<p><b>徳島大学</b> 生物資源産業学部(H28予定)</p> <p>ヘルス・フード・アグリとバイオを融合した生物資源を活用した6次産業化及び産業創出人材を養成。【徳島の農産物を活用し、県内の自治体・企業等と連携した実践型フィールド実習の実施】</p>	<p><b>信州大学</b> 経法学部(H28予定)</p> <p>県内初の法学生を養成し、若者の県外流出に歯止めをかけ、地域の経済・法律における課題に対して、応用的・実践的に予防・解決できる人材を養成。【地域の司法・行政・企業と連携した現場・実践教育を実施】</p>

## 国立大学改革のこれまでの動きと主な成果

- 24年度**
  - 中央教育審議会「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」答申
  - 「ミッションの再定義」開始
  - 教育再生実行会議第三次提言
  - 教育振興基本計画、日本再興戦略
  - 今後の国立大学の機能強化に向けての考え方
  - 国立大学改革プラン
    - ▶ 平成26～28年度で新たに12学部設置される(予定含む)など、組織改革を積極的に実施
    - ▶ 年俸制(約9,700人)やクロスアポイントメント制度(92人)など、人事・給与システム改革が進捗
    - ▶ 国立大学から大学発ベンチャー支援会社等への出資を可能とする仕組みの創設
- 25年度**
  - 「日本再興戦略」改訂2014、骨太の方針、科学技術イノベーション総合戦略2014
  - 今後の国立大学の機能強化に向けての考え方 (改訂)
- 26年度**
  - 学校教育法・国立大学法人法一部改正法の施行
    - ▶ 大学運営におけるガバナンス改革を促進するため、教授会等の規定の見直し、国立大学法人の学長選考の透明化等
  - 国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて
    - ▶ 中期目標原案・中期計画案では、44大学で学部段階の組織再編が計画されているほか、先進的取組や高い数値目標の設定など、各大学から意欲的に提案
  - 第3期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方について (審議まとめ)
    - ▶ 機能強化の方向性に応じた取組をきめ細かく支援するため、予算上、三つの重点支援の枠組みを新設
    - ▶ 学長のリーダーシップを予算面で発揮し、組織の自己変革や新陳代謝を進めるため「学長の裁量による経費」を区分
  - 国立大学経営力戦略
  - 「日本再興戦略」改訂2015、骨太の方針、科学技術イノベーション総合戦略2015
- 27年度**
  - 第3期中期目標期間に向けた国立大学改革の取組状況
- 28年度**
  - 第3期中期目標期間 開始

# 国立大学改革プラン(概要)

第3期中期目標期間(平成28年度～)には、各大学の強み・特色を最大限に生かし、自ら改善・発展する仕組みを構築することにより、持続的な「競争力」を持ち、高い付加価値を生み出す国立大学へ

## 改革加速期間中の機能強化の視点

- ✓ 強み・特色の重点化
- ✓ グローバル化
- ✓ イノベーション創出
- ✓ 人材養成機能の強化

## 自主的・自律的な改善・発展を促す仕組みの構築

- 第3期における 国立大学法人運営費交付金や評価の在り方については、平成27年度までに検討し、抜本的に見直し
- 改革加速期間中(平成25～27年度)の取組の成果をもとに、
  - 各大学が強みや特色、社会経済の変化や学術研究の進展を踏まえて、教育研究組織や学内資源配分を恒常的に見直す環境を国立大学法人運営費交付金の配分方法等において生み出す
  - 新たな改革の実現状況を、その取組に応じた方法で可視化・チェックし、その結果を予算配分に反映させるPDCAサイクルを確立する

学長のリーダーシップにより強み・特色を盛り込んだ中期目標・中期計画に基づき、組織再編、資源配分を最適化

## 各大学の機能強化の方向性

### 世界最高の教育研究の展開拠点

- ・ 優秀な教員が競い合い人材育成を行う世界トップレベルの教育研究拠点
- ・ 大学を拠点とした最先端の研究成果の実用化によるイノベーションの創出

### 全国的な教育研究拠点

- ・ 大学や学部の枠を越えた連携による日本トップの研究拠点
- ・ 世界に開かれた教育拠点
- ・ アジアをリードする技術者、経営者養成

### 地域活性化の中核的拠点

- ・ 地域のニーズに応じた人材育成拠点
- ・ 地域社会のシンクタンクとして様々な課題を解決する「地域活性化機関」

## 当面の目標

- ◆ 第3期には、教育研究組織や学内資源配分について恒常的に見直しを行う環境を生み出す
- ◆ 第3期には、国内外の優秀な人材の活用により教育研究の活性化につながる人事・給与システムに
- ◆ 学長がリーダーシップを発揮し、各大学の特色を一層伸長するガバナンスを構築
- ◆ 2020年までに、日本人海外留学者数、外国人留学生の受入数を倍増
- ◆ 今後10年間で世界大学ランキングトップ100に我が国の大学10校以上を目指す
- ◆ 今後10年で20以上の大学発新産業を創出

# 大学のガバナンス機能の強化

- 中央教育審議会大学分科会組織運営部会において、学長がリーダーシップを発揮できる体制の整備や学長の選考方法、教授会の役割の明確化等について検討を行い、平成26年2月12日に大学分科会で審議まとめ。

○中央教育審議会大学分科会 審議まとめ  
「大学のガバナンス改革の推進について」26.2.12のポイント

- ◇ 各大学は、教育・研究・社会貢献機能の最大化のため、本部・部局全体のガバナンス体制を総点検・見直し。責任の所在を再確認するとともに、権限の重複排除、審議手続の簡素化、学長までの意思決定過程の確立を図る。
- ◇ 国は、学長のリーダーシップの確立と教職員の意識改革のため、効果的な制度改正とメリハリある支援を実施。
- ◇ 社会は、大学と積極的に関わり、学長のリーダーシップを後押し。

<主な内容>

## 1. 学長のリーダーシップの確立

- 学長補佐体制の強化（総括副学長等の設置、高度専門職の創設等）
- 予算、人事、組織再編におけるリーダーシップの確立 等

## 2. 学長の選考・業績評価

- 選考組織が主体性を持って、求められる学長像を示し、候補者のビジョンを確認して決定 等

## 3. 教授会の役割の明確化

- 教育課程編成、学生の身分、学位授与、教員の研究業績審査等を審議 等

## 4. 監事の役割の強化

- ガバナンスの監査
- 常勤監事の配置 等

○学校教育法及び国立大学法人法の改正のポイント

平成27年4月1日より施行

- 副学長の職務内容を見直し、学長の命を受けて校務を分担できることとする
- 教授会は「教育研究に関する事項」について審議し、決定権者である学長等に対して「意見を述べる」機関であることを明確化する
- 国立大学法人は、学長選考の基準を定め、選考結果とあわせて公表することとする
- 国立大学法人の経営協議会の外部委員の割合を2分の1以上から過半数とする 等
- ※独立行政法人通則法の改正に伴い国立大学法人の監事機能を強化(役職員や子法人に対する調査権限の法定化、任期の延長等)

# 国立大学経営力戦略（平成27年6月）

## 1. 基本的考え方

- 我が国社会の活力や持続性を確かなものとする上で、新たな価値を生み出す礎となる知の創出とそれを支える人材育成を担う国立大学の役割への期待は大いに高まっており、「**社会変革のエンジン**」として「**知の創出機能**」を最大化していくことが必要。
- 国立大学は、法人化のメリットをこれまで以上に生かし、新たな経済社会を展望した大胆な発想の転換の下、新領域・融合分野など新たな研究領域の開拓、産業構造の変化や雇用ニーズに対応した新しい時代の産業を担う人材育成、地域・日本・世界が直面する経済社会の課題解決などを図りつつ、**学問の進展やイノベーション創出などに最大限貢献できる組織へ自ら転換**。
- 各国立大学は、
  - ・ 既存の枠組みや手法等にとらわれない大胆な発想で、**学長がリーダーシップとマネジメント力を発揮**し、組織全体をリードする将来ビジョンに基づく**自己改革・新陳代謝を実行**
  - ・ 確かなコスト意識と戦略的な資源配分を前提とした**経営的視点で大学運営を行うこと**で経営力を強化。
- 大学共同利用機関法人は、大学の枠を越えた分野のナショナルセンターとして、**研究者コミュニティ全体、大学の機能強化及び社会への貢献を最大化させる役割を果たす**ため、経営力を強化。
- 文部科学省は、**基盤的経費である国立大学法人運営費交付金の水準を確保しつつ、自己改革に取り組む大学等にメリハリある重点支援**を実施するとともに、**必要な規制緩和**を行う。

## 2. 具体的内容

### （1）大学等の将来ビジョンに基づく機能強化の推進

各大学等の機能強化の方向性に応じた取組をきめ細かく支援するため、国立大学法人運営費交付金の中に3つの重点支援の枠組みを新設

### （3）財務基盤の強化

収益を伴う事業の明確化、寄附金収入の拡大、民間との共同研究等の拡大

### （2）自己改革・新陳代謝の推進

- ・ 機能強化のための組織再編、大学間・専門分野間での連携・連合
- ・ 「学長の裁量による経費（仮称）」によるマネジメント改革
- ・ 意欲と能力のある教員が高いパフォーマンスを発揮する環境の整備
- ・ 経営を担う人材、経営を支える人材の育成確保

### （4）未来の産業・社会を支えるフロンティア形成

「特定研究大学（仮称）」  
「卓越大学院（仮称）」  
「卓越研究員（仮称）」の創設

また、これらの大学改革を後押しするため、研究成果の持続的創出のための競争的研究費改革もあわせて実施。

## 趣旨

我が国の大学における教育研究水準の著しい向上とイノベーション創出を図るため、文部科学大臣が指定する国立大学法人については、世界最高水準の教育研究活動が展開されるよう、高い次元の目標設定に基づき、大学運営を行うこととする。また、国立大学法人等の財政基盤の強化を図るための措置を講ずる。

## 概要

### 1. 指定国立大学法人制度の創設

#### (1) 文部科学大臣による指定

文部科学大臣は、申請のあった国立大学法人のうち、教育研究上の実績、管理運営体制及び財政基盤を総合的に勘案して、世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれるものを、国立大学法人評価委員会の意見を聴いて、「指定国立大学法人」として指定することができることとする。

#### (2) 指定国立大学法人に係る中期目標に関する特例

文部科学大臣は、指定国立大学法人の中期目標を策定・変更するに当たっては、世界最高水準の教育研究活動を行う外国の大学の業務運営の状況を踏まえなければならないこととする。

#### (3) 国立大学法人評価委員会への外国人委員の任命

国立大学法人評価委員会の委員に、大学の運営に関する高い識見を有する外国人を委員に任命できることとする。

#### (4) 指定国立大学法人に関するその他の特例

- ① 研究成果の活用促進のための出資対象範囲の拡大
- ② 役職員の報酬・給与等の基準の設定における国際的に卓越した人材確保の必要性の考慮

### 2. 国立大学法人等の資産の有効活用を図るための措置

(1) その対価を教育研究水準の一層の向上に充てるため、教育研究活動に支障のない範囲に限り、文部科学大臣の認可を受けて、土地等を第三者に貸し付けることができることとする。

(2) 文部科学大臣の認定を受けた国立大学法人等に関しては、公的資金に当たらない寄附金等の自己収入の運用対象範囲を、一定の範囲で、より収益性の高い金融商品に拡大。

## 施行期日

平成29年4月1日（ただし、1. (3)については平成28年10月1日）

## 改革の方向性

- 新たな社会経済を展望した**大胆な発想の転換**の下、学問の進展やイノベーション創出に最大限貢献する組織へと**自ら転換する国立大学**へ
  - ・新領域・融合分野など新たな研究領域の開拓 ・産業構造の変化や雇用ニーズに対応し、産業を担う人材育成
  - ・地域・日本・世界が直面する経済社会の課題解決 など

大学ガバナンス改革法の施行(H27年4月)を踏まえ、「**国立大学経営力戦略**」を策定  
⇒平成28年度からの第3期中期目標期間にその実行を通じてイノベーションの創出のための自己改革を加速。

## 大学の将来ビジョンに基づく機能強化の推進 (308億円 (新規))

- 各大学の機能強化の方向性に応じた取組をきめ細かく支援するため、国立大学法人運営費交付金の中に**3つの重点支援の枠組みを新設**し、評価に基づくメリハリある配分を実施。

**重点支援①** (構想例) **地域のニーズに応える人材育成・研究を推進**

**重点支援②** (構想例) **分野毎の優れた教育研究拠点やネットワークの形成を推進**

**重点支援③** (構想例) **世界トップ大学と伍して卓越した教育研究を推進**

**新領域の開拓、地域ニーズや産業構造の変化に対応した人材育成等を行う組織への転換を促進**

## 自己変革・新陳代謝の推進

- 機能強化のための**組織再編**、大学間・専門分野間での**連携・連合**等の促進 (積極的な取組への重点支援等)
- 学長裁量経費による**マネジメント改革**
- 若手が活躍する組織への転換** (教育研究業績・能力に応じた給与体系への転換 (年俸制の導入促進等) )

新陳代謝を進め、全学的視点での自己改革の実現を支援

⇒基盤的経費である**運営費交付金を確保**し、評価に基づき、改革に取り組む大学に**重点支援**を実施

## Ⅱ-⑦ 私立大学の振興

# 私立大学等改革総合支援事業

平成28年度予算額 201億円(201億円)

経常費	167億円	(144億円)
活性化設備費	23億円	(46億円)
施設・装置費	11億円	(11億円)

- 高等教育全体の質の向上には、大学の約8割を占める私学の改革支援が急務。
- このため、各タイプに対応した改革に全学的・組織的に取り組む大学等に対する支援を強化するため、経常費・設備費・施設費による一体的支援を実施。
- 教育の質的転換の取組について重点的に措置するとともに、**高大接続改革に取り組む大学を追加的に支援(タイプ1)**。また、**大学の特色に応じて申請できるタイプ2～4も充実**。
- 対象は、延べ670校程度を想定(各タイプ間の重複採択あり)。
- 3年間の事業実績を踏まえて、設備費を縮減する一方、**経常費増額により採択校を拡充**。

## 基本スキーム

### タイプ2「地域発展」(160校)

地域社会貢献、社会人受入れ、生涯学習機能の強化等を支援

- 自治体との包括連携協定の締結
- 全学的地域連携センターの設置
- 地域社会と連携した地域課題解決のための教育プログラム 等

※三大都市圏(過疎地域は除く)にある収容定員8,000人以上の大学等は対象外。

### タイプ3「産業界-他大学等との連携」(80校)

産業界や国内の他大学等と連携した高度な教育研究支援

- 教育面を含む産学連携体制の構築
- 長期インターンシップ
- 交流協定に基づく単位互換の実施・交流実績
- 教育プログラムの共同開発、共同研究、共同FD・SD 等

### タイプ4「グローバル化」(80校)

国際環境整備、地域の国際化など、多様なグローバル化を支援

- 実践的な語学教育
- 外国人教員・学生の比率
- 地域のグローバル化への貢献 等

※必須要件 グローバル化対応ポリシーの策定。

### タイプ1「教育の質的転換」(350校)

全学的な体制での教育の質的転換(学生の主体的な学修の充実等)を支援

＜評価する取組(例)＞

- 全学的教学マネジメント体制の構築
- シラバスの改善(主体的な学修を促す教育課程の編成)
- 学生の学習時間等の把握と充実
- 学生による授業評価結果の活用
- 外部組織と連携したproject-Based Learningの実施 等



高大接続改革に積極的に取り組む大学等を追加的に支援(新規)

＜評価する取組(例)＞

- 多面的・総合的な入試への転換
- 高等学校教育と大学教育の連携強化
- アドミッションオフィス等の組織改善
- 追跡調査など選抜方法の妥当性の検証 等

# 私立大学等経営強化集中支援事業 28年度予算額：45億円(45億円)

○18歳人口の急激な減少を見据え、大学内・大学間でのスピード感ある経営改革を進め、地方に高度な大学機能の集積を図る地方の中小規模私立大学等に対し、「私立大学等経営強化集中支援期間」における集中的支援を行う。

## 基本スキーム

**対象期間**：平成27～32年度(2020年度)までの「私立大学等経営強化集中支援期間」

**支援対象校**：地方の中小規模私立大学等のうち 最大150校程度

※三大都市圏以外に所在(三大都市圏の定義は首都圏整備法等を活用するが、平成27年度の対象地域に所在する大学等は

対象とする。) 、収容定員2,000人以下

※管理運営不適正等、情報公開の実施状況、役員報酬額(Bのみ)により不交付・減額等の措置を受ける大学等は対象外

**選定・配分**：経営改革に向けた取組(経営の新陳代謝)を点数化し、獲得点数の多寡等に応じて傾斜配分

※自然的・社会的条件を勘案し、条件不利地域に所在する大学等への加算等を実施

	収容定員充足率	選定率・校数(目安)	配分額
タイプA(経営強化型)	80%~107%	50%程度・60~70校程度	3,000万円(平均)
タイプB(経営改善型)	50%~80%	70%程度・70~80校程度	3,500万円(平均)

## 主な評価項目例

### ◆経営状況の把握・分析

- ・経営状況の把握・分析等に関するSDの実施
- ・学部等ごとのSWOT分析等の実施

### ◆組織運営体制の強化

- ・経営方針の企画立案等に係る機能の強化
- ・監査体制の強化

### ◆学生募集・組織改編

- ・地域における入学志願動向調査の実施
- ・定員規模の見直し、学部等の改組(Bのみ)

### ◆中長期計画の策定等

- ・中長期計画の進捗管理と見直し(PDCA)
- ・中長期計画策定への教職員の参画状況

※タイプB 枠での申請には、「経営改善計画」(財務上の数値目標・達成時期を含む中長期計画)の策定・提出を必須とする。

### ◆人事政策・経費節減等

- ・人事考課の導入
- ・経費節減目標の設定

### ◆他大学等との連携

- ・共同IR、共同学生募集活動等の実施
- ・他大学との学内施設等の共同利用

### ◆地域・産業界との連携等

- ・地域経済への波及効果の分析
- ・地方公共団体・企業からの資金提供

※法人合併、大学統合等を機関決定する場合には、別枠で加点する。(Bのみ)

# 「私立大学等の振興に関する検討会議」の開催について

## 1. 趣旨

- 私立大学(短期大学を含む。以下同じ。)は、独自の建学の精神に基づく個性豊かな教育研究を行う機関として発展。全大学の約8割を占めるなど、我が国の学校教育において大きな役割。今後ともその振興を図っていくことが必要。
- 一方、私立大学等の現状をめぐっては、全学生の約7割を抱える私立大学の教育等の一層の充実の必要性と同時に、18歳人口の減少等による経営困難校の顕在化や、一部私立大学等における管理運営上の不適切事例等、諸課題が指摘されているところ。
- これら私立大学等に係る諸課題も鑑みつつ、学校法人のガバナンス、財政基盤の在り方及び経営困難な状況への対応をはじめ、私立大学等の振興に関する総合的な検討を行うため、本検討会議を開催。

## 2. 検討事項(例)

- 私立大学等の果たすべき役割
- 私立大学等のガバナンスの在り方
- 私立大学等の財政基盤の在り方
- 私立大学等への経営支援
- 経営困難な状況への対応
- その他、私立大学等の振興に関すること

## 3. 検討スケジュール

- 4月13日に第1回会議開催。以後、約1年間検討。
- 28年度中に最終とりまとめ。

## 4. 委員構成

- 座長:黒田 壽二 金沢工業大学学園長・総長
- 大学関係者、学識経験者、企業関係者、公認会計士・弁護士等により構成
- 合計21名